

ごみ処理基本計画

令和 6 年 3 月

利 根 町

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 計画の目的	1
第2節 ごみ処理基本計画の位置づけ	2
第3節 計画対象範囲	3
第4節 計画対象区域	3
第5節 計画目標年次	4
第6節 計画の進行管理	4
第2章 利根町の概況	5
第1節 本町の現況	5
第2節 本町の特性	7
第3章 ごみ・資源の処理状況	10
第1節 社会的情勢	10
第2節 ごみ処理体制	22
第3節 ごみ・資源物の排出量	26
第4節 減量化・再資源化の取組	33
第5節 処理・処分状況	34
第6節 ごみ処理の課題	40
第4章 関係法令・関連計画	42
第1節 現況推移	42
第2節 関係法令等と現況推移との比較	44
第5章 ごみ処理の基本理念と基本方針	46
第1節 ごみ処理の基本理念	46
第2節 ごみ処理の基本方針	47
第3節 数値目標	50
第4節 将来ごみ量	53
第6章 ごみ処理基本計画	56
第1節 排出抑制計画	56
第2節 資源化計画	61
第3節 収集運搬計画	65
第4節 中間処理計画	67

第 5 節 最終処分計画	69
第 6 節 関連施策	71
第 7 節 計画の推進	72

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画の目的

利根町（以下、「本町」といいます。）では、平成30年度（2018年度）に「第5次利根町総合振興計画」を策定し、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」を目指し、まちづくり全体また、各分野の基本的な方向性を明らかにし、取組を進めてきました。

廃棄物処理に関しては、平成20年（2008年）12月にごみの発生抑制・排出抑制および排出されたごみの収集・運搬、中間処理、最終処分の適正な処理や「循環型社会」の構築を目指して、計画的にごみ処理を推進するための基本方針を定めたごみ処理基本計画（以下、「本計画」といいます。）を策定し、ごみの発生抑制、資源化、適正処理を推進するとともに、龍ヶ崎地方塵芥処理組合（以下、「組合」といいます。）の一員として、構成市町とともに適正なごみ処理を推進しています。

一方、国では、平成30年度（2018年度）に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、環境的側面として、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた、「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核としています。

また、環境的側面とともに向上させていくべき経済的・社会的側面として、持続可能な開発目標（SDGs）に係る取組や、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」取組、さらには近年頻発する大規模災害に伴う災害廃棄物処理に係る取組の推進を掲げています。

さらに、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和元年（2019年）5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和3年（2021年）6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環法」といいます。）が公布され、令和4年（2022年）4月に施行されています。

また、令和元年（2019年）10月に施行した「食品ロス削減の推進に関する法律」に基づき、令和2年（2020年）3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されています。

本計画では、本町での一般廃棄物処理の実態を明らかにし、課題を把握したうえで、循環型社会の形成に向けた取組の方向性を示し、本計画を取り巻く社会経済情勢の変化に対応したごみ処理に関する長期的かつ総合的な推進を行うため

の方策を明らかにすることを目的として策定します。

第2節 ごみ処理基本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項に基づき策定するもので、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化並びに適正処理に関し、長期的視点に立った基本的な方針を示すものです。

本計画の位置づけを図 1-1 に示します。

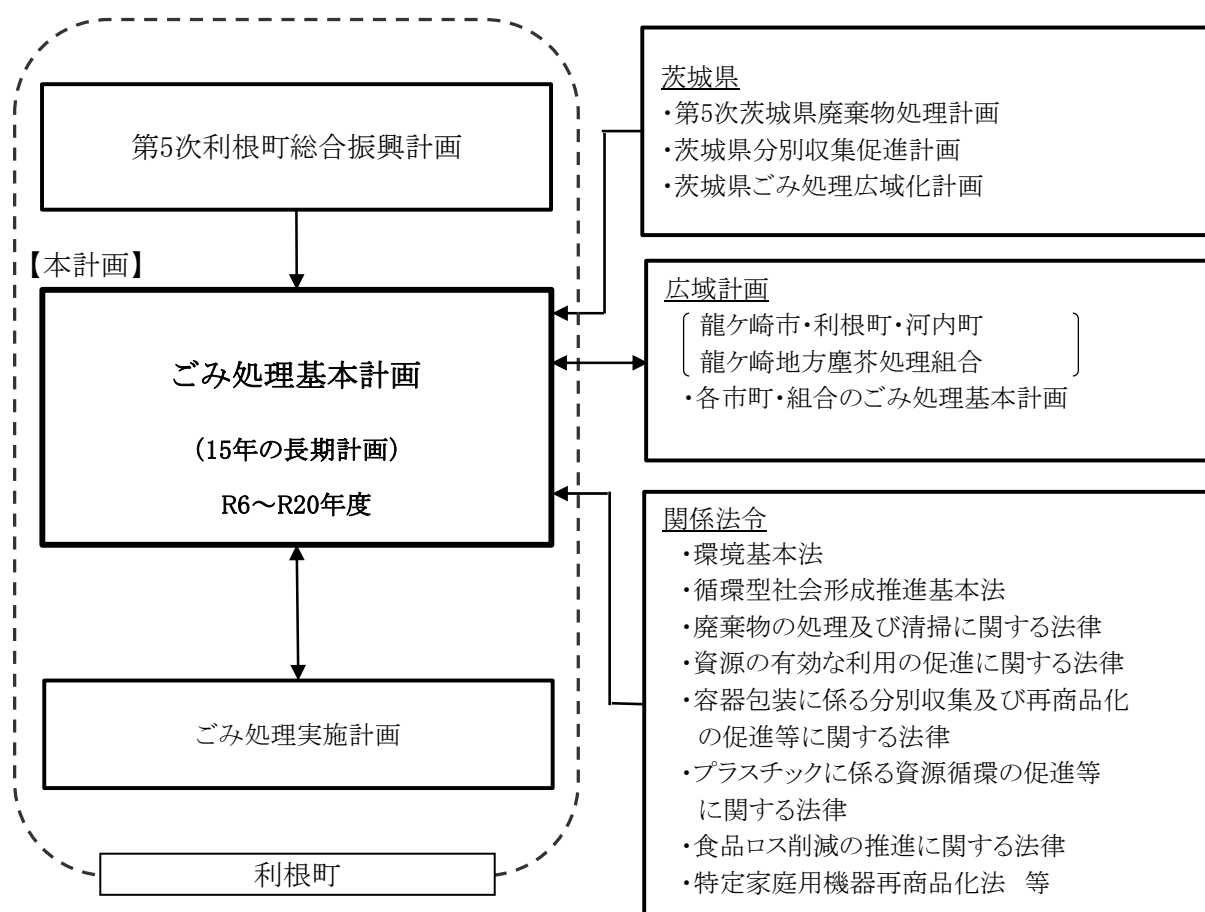


図 1-1 計画の位置づけ

第3節 計画対象範囲

本計画は、本町内で発生する一般廃棄物（ごみ）を対象とします。本計画の対象範囲について図 1-2 に示します。

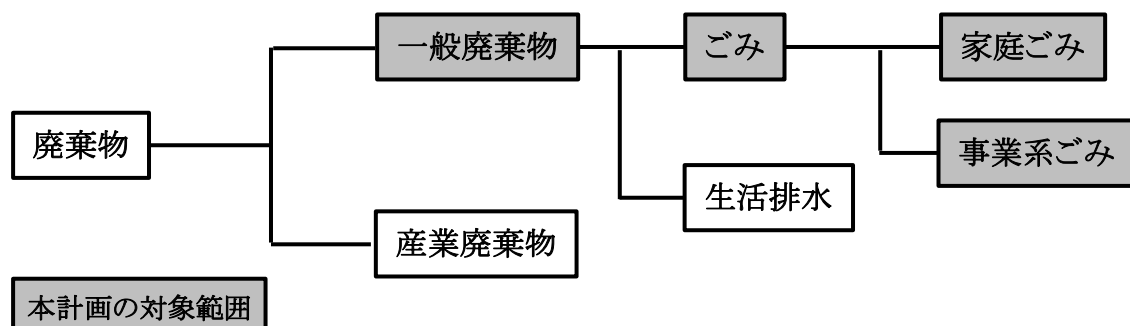


図 1-2 計画対象範囲

第4節 計画対象区域

本計画の対象区域は、本町の行政区域全域とします。

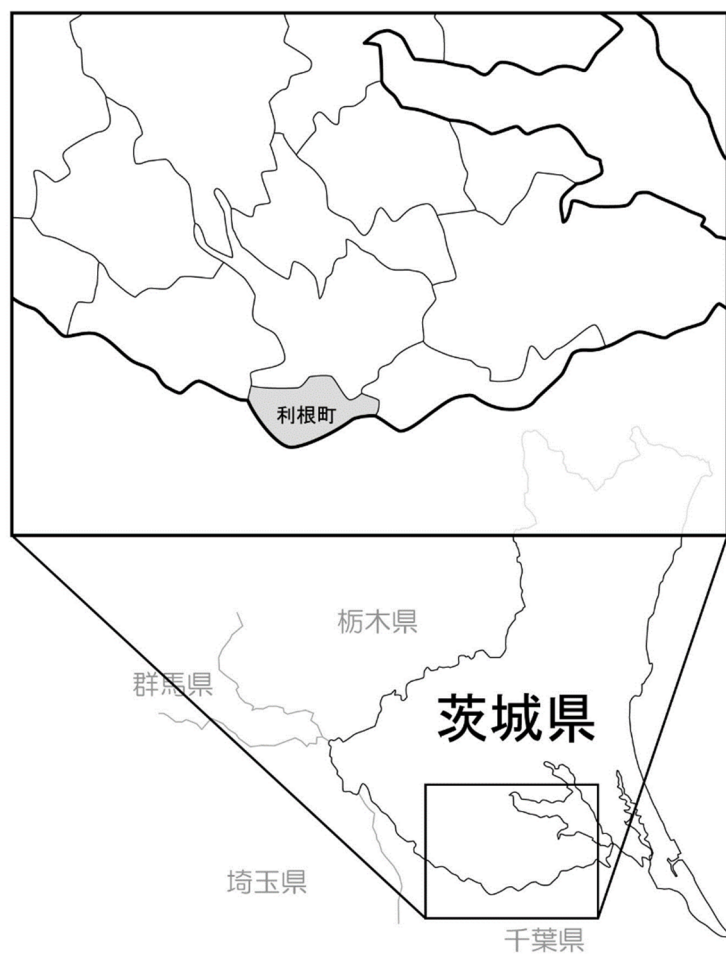


図 1-3 計画対象区域

第5節 計画目標年次

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和20年度（2038年度）を目標年度とする15年間とします。

ただし、廃棄物の処理を取り巻く環境の変化を考慮し、概ね5年ごとに見直しを行うこととします。

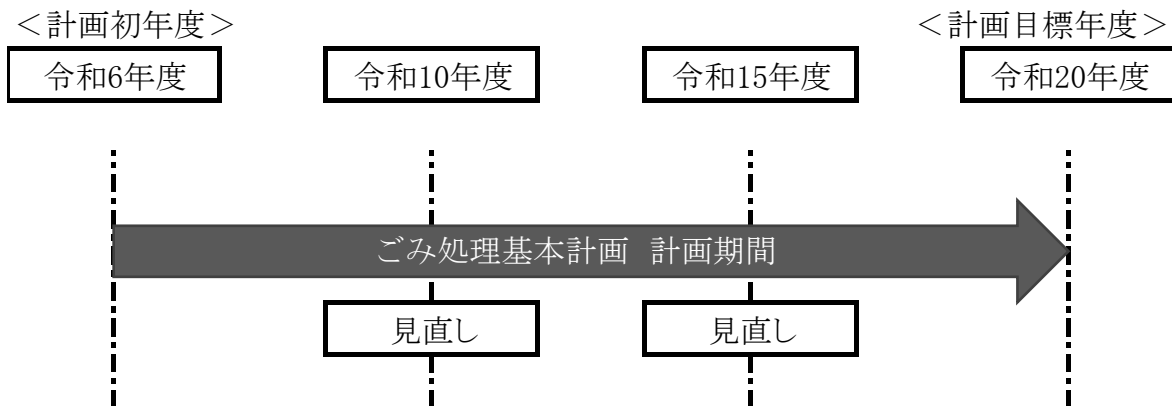


図 1-4 計画の目標年次

第6節 計画の進行管理

本計画は概ね5年ごとに見直しを行いますが、施策の進捗状況や目標の達成状況については、適宜評価を行い、その状況に応じた対策を講じ、実効性の高い計画の実施を目指します。

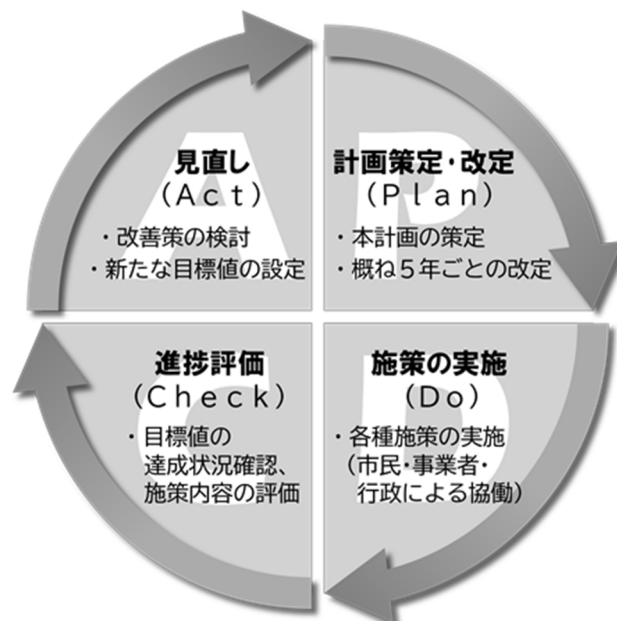


図 1-5 ごみ処理基本計画における PDCA サイクル

第2章 利根町の概況

第1節 本町の現況

1. 位置

本町は、茨城県の南端、都心から 40 km圏内に位置し、その名のとおり「利根川」とともに生きてきた水辺の町です。南は利根川をはさんで千葉県我孫子市、印西市、栄町に接し、北は龍ヶ崎市、東は河内町、西は取手市に接しています。町域は東西 8.3 km、南北 5.2 kmであり、総面積は 24.9km²となっています。

広域交通は、町を南北に縦断する主要地方道千葉竜ヶ崎線、東西に縦断する主要地方道取手東線、県道立崎羽根野線を骨格として構成されています。また、町域の東部に主要地方道美浦栄線のバイパスが整備され、交通の円滑化と利便性が図られています。

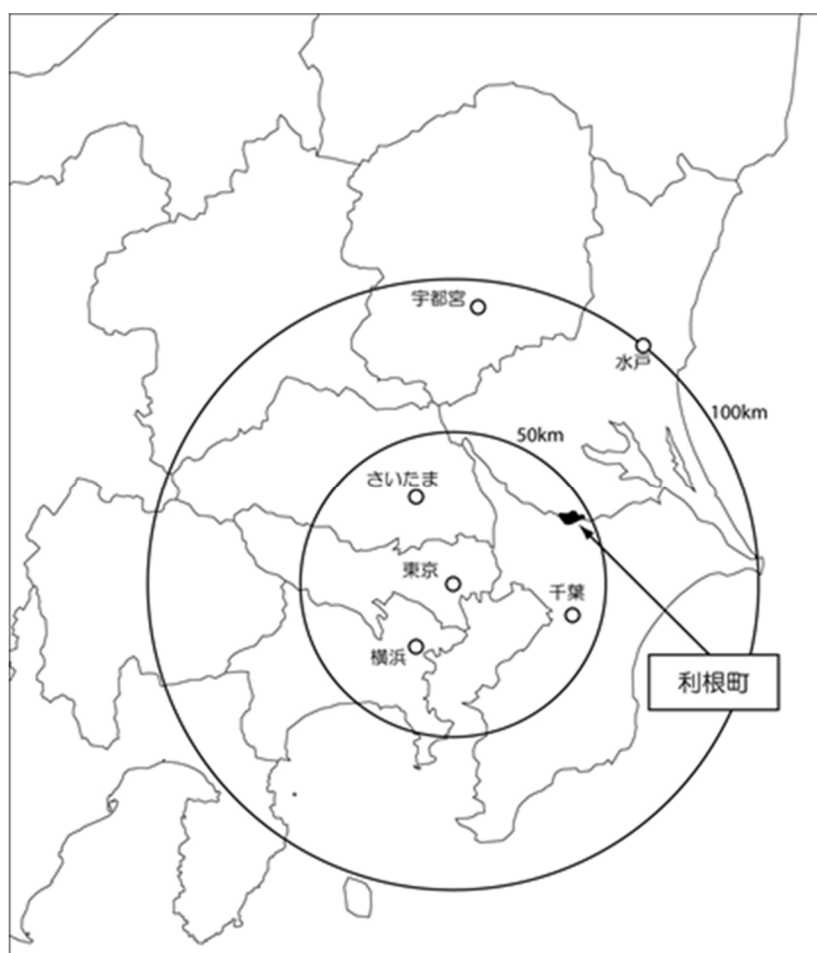


図 2-1 利根町の位置

2. 地形・地質

本町は利根川流域にあり、町の南には雄大な利根川が、ほぼ中央には新利根川が流れ、豊かな水と肥沃な美田に恵まれた平坦な地形が広がり、自然豊かな台地が多く残っています。

3. 気象

本町の気候は、太平洋岸気候区に属し、冬は晴天が多く乾燥する一方、梅雨期・秋霖期の雨量は多いという特徴があります。

最寄りの観測場所は龍ヶ崎地域気象観測所であり、令和4年（2022年）の平均気温は14.8℃、年間降水量は約1,125mmとなっています。

表 2-1 月別気温と降水量

(令和4年)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
最高気温(℃)	13.9	15.8	25.1	27.2	30.2	35.9	36.6	38.2	32.5	28.6	23.8	15.3	38.2
最低気温(℃)	-8.4	-7.9	-1.7	0.0	7.7	13.2	20.0	18.9	14.8	2.5	2.9	-4.5	-8.4
平均気温(℃)	2.6	3.1	9.1	14.0	17.8	21.9	26.4	26.2	23.2	15.8	12.3	4.9	14.8
降水量の合計(mm)	22.5	67.0	92.0	135.0	126.5	72.0	97.5	154.5	126.5	105.0	84.5	42.0	1,125
平均風速(m/s)	2.6	2.7	3.1	3.3	2.7	2.9	2.6	2.8	3.0	2.5	2.1	2.3	2.7

観測場所: 龍ヶ崎地域気象観測所

出典:「気象統計資料(気象庁HP)」

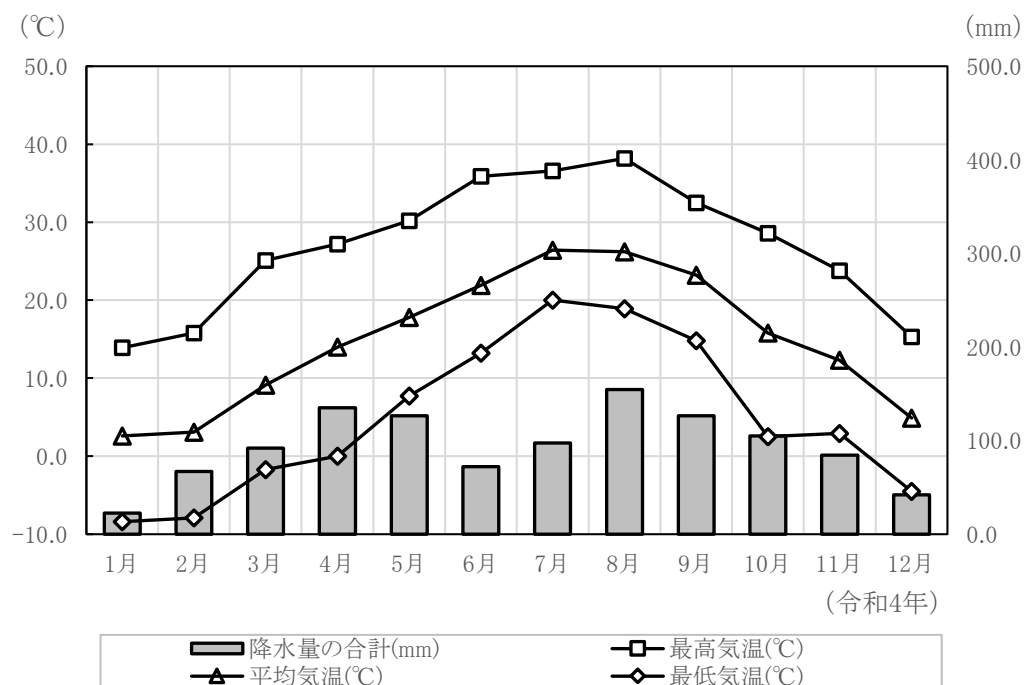


図 2-2 月別気温と降水量

第2節 本町の特徴

1. 人口・世帯数

本町における過去10年間の住民基本台帳の人口および世帯数の推移を表2-2、図2-3に示します。

人口は過去10年間を通じて減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向にあります。令和4年度（2022年度）で人口は15,323人、世帯数は7,090世帯となっています。

表 2-2 人口・世帯数の推移

年度	人口(人)	世帯数(世帯)	世帯人口(人/世帯)
H25	17,266	6,849	2.52
H26	17,044	6,909	2.47
H27	16,894	7,003	2.41
H28	16,651	7,032	2.37
H29	16,402	7,001	2.34
H30	16,268	7,072	2.30
R元	15,957	7,044	2.27
R2	15,732	7,054	2.23
R3	15,525	7,040	2.21
R4	15,323	7,090	2.16

※各年度の年度末の人口(住民基本台帳人口)

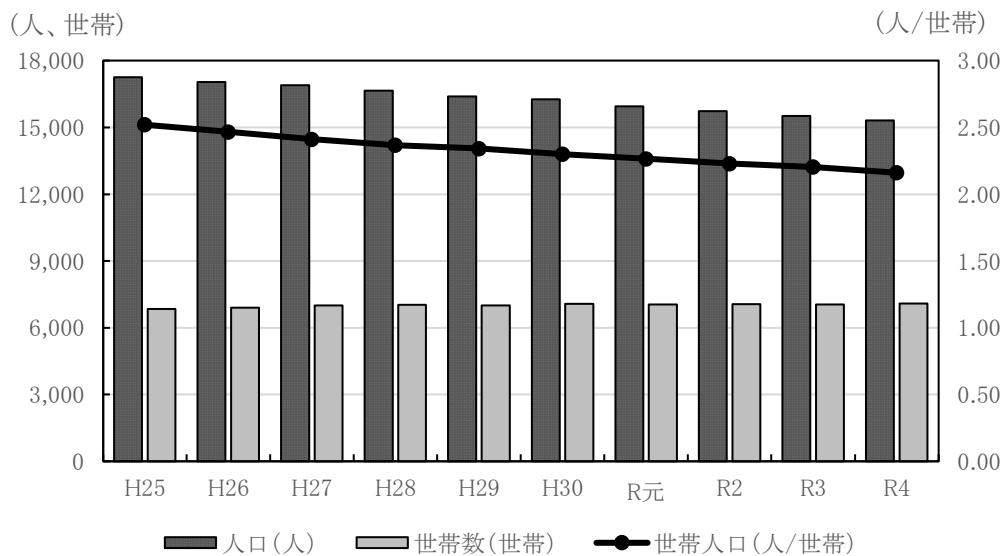


図 2-3 人口・世帯数の推移

2. 産業別就業人口

本町における産業別就業人口を表 2-3 に示します。

本町の産業別従業者数について、平成 28 年度（2016 年度）から令和 3 年度（2021 年度）にかけて第 1 次産業および第 3 次産業は増加していますが、第 2 次産業は減少しています。

表 2-3 産業別事業所数・従業者数

産業(大分類)	H28				R3			
	事業所数		従業者数		事業所数		従業者数	
	実数 (事業所)	構成比 (%)	実数	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数	構成比 (%)
総数	388	100.0	2,384	100.0	375	100.0	2,631	100.0
第1次産業	3	0.8	27	1.1	5	1.3	40	1.5
農林・漁業	3	0.8	27	1.1	5	1.3	40	1.5
第2次産業	95	24.5	730	30.6	83	22.1	621	23.6
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	68	17.5	287	12.0	61	16.3	241	9.2
製造業	27	7.0	443	18.6	22	5.9	380	14.4
第3次産業	290	74.7	1,627	68.2	287	76.5	1,970	74.9
電気・ガス・熱供給・水道業	1	－	30	－	3	0.8	40	1.5
情報通信業	5	－	9	－	5	1.3	11	0.4
運輸業、郵便業	7	1.8	53	2.2	8	2.1	59	2.2
卸売、小売業	100	25.8	564	23.7	88	23.5	535	20.3
金融業、保険業	3	0.8	25	1.0	1	0.3	18	0.7
不動産業、物品賃貸業	10	2.6	21	0.9	9	2.4	23	0.9
学術研究、専門・技術サービス業	12	3.1	24	1.0	18	4.8	33	1.3
宿泊業、飲食サービス業	26	6.7	99	4.2	25	6.7	94	3.6
生活関連サービス業、娯楽業	47	12.1	99	4.2	37	9.9	73	2.8
教育、学習支援業	13	3.4	55	2.3	20	5.3	262	10.0
医療、福祉	34	8.8	536	22.5	33	8.8	465	17.7
複合サービス業	4	1.0	25	1.0	4	1.1	26	1.0
サービス業	28	7.2	87	3.6	30	8.0	113	4.3
公務※	－	－	－	－	6	1.6	218	8.3

※国又は地方公共団体の機関のうち、本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署

出典:「経済センサス」

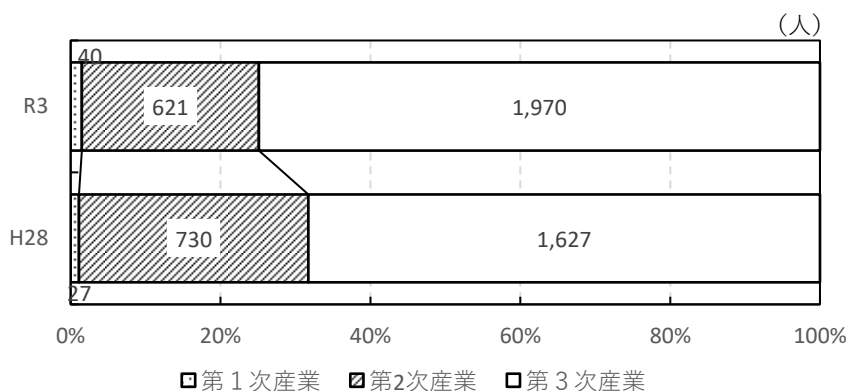


図 2-4 産業別就業人口の推移

3. 土地利用状況

過去4年の地目別土地面積の推移を表2-4に、令和2年（2020年）の地目別土地面積割合を図2-5に示します。

本町の面積は2,490ha（令和2年（2020年）1月1日現在）です。令和2年（2020年）の地目別の構成比をみると、平成26年（2014年）から大きな変化はなく、田46.9%、宅地13.4%、畑7.2%となっています。

表 2-4 地目別土地面積の推移（令和2年（2020年））

各年1月1日現在(単位:ha)

年次	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	総面積
H26	1,154	182	334	60	22	81	656	2,490
H29	1,173	181	332	61	22	63	658	2,490
H31	1,167	179	332	63	24	67	658	2,490
R2	1,167	179	333	63	23	67	658	2,490

備考:この面積は固定資産税の対象となる土地面積であり、固定資産税が非課税となる土地(国・公有地、公共用地、墓地、道路、用水路、ため池、保安林、私立学校用地、宗教法人の境内等)は除く。

出典:「茨城県統計年鑑(茨城県HP)」

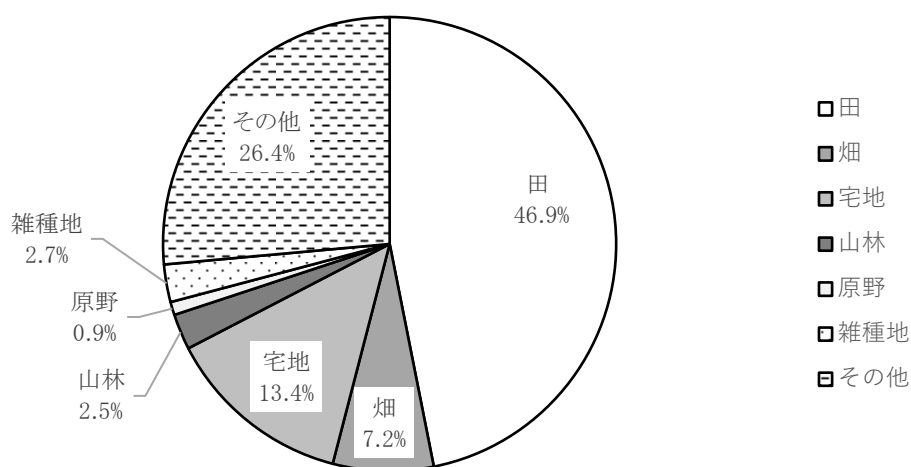


図 2-5 地目別土地面積割合（令和2年（2020年））

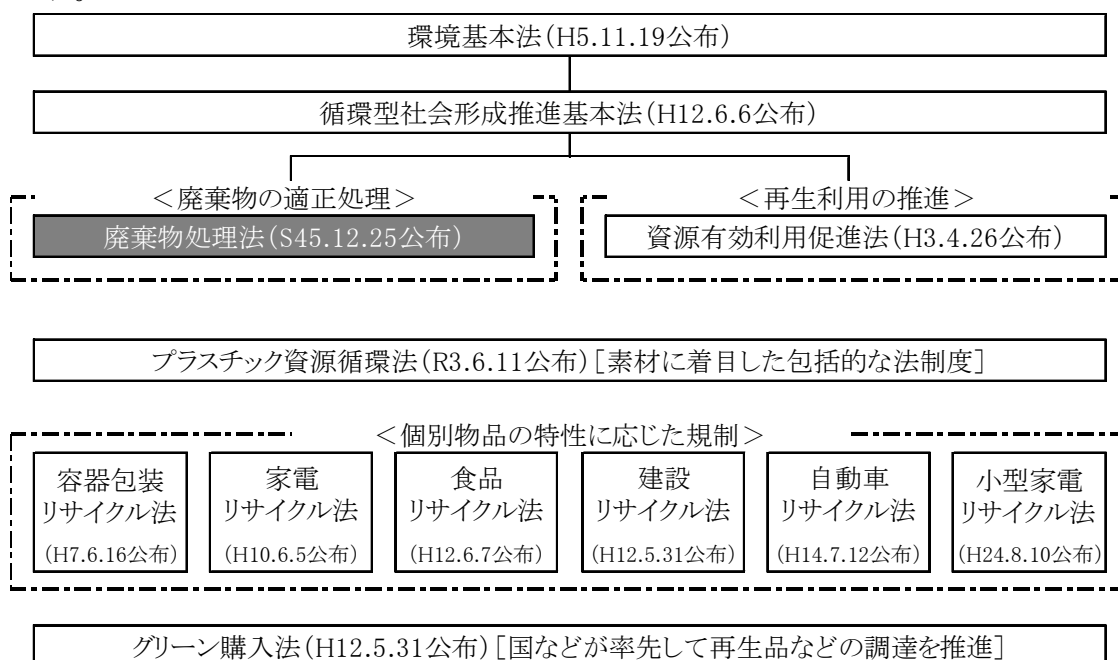
第3章 ごみ・資源の処理状況

第1節 社会的情勢

1. 関係法令の体系

廃棄物・リサイクル行政の理念の基本となるのが、平成12年（2000年）に公布された「循環型社会形成推進基本法」（以下、「循環基本法」といいます。）です。循環基本法は環境基本法の基本理念に則り、循環型社会の形成についての基本原則を定める等、循環型社会の形成に関する基本法として位置付けられています。また循環基本法では、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明確にし、事業者及び国民の排出者責任を明らかにするとともに、生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を採用しています。

循環基本法の下で具体的に実施される個別法が、廃棄物処理の骨格をなす「廃棄物処理法」、資源の有効な利用の確保を目的とする「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下、「資源有効利用促進法」といいます。）です。加えて、素材に着目した包括的な法制度である「プラスチック資源循環法」や、個別物品のリサイクルに関する「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容器包装リサイクル法」といいます。）、「特定家庭用機器再商品化法」（以下、「家電リサイクル法」といいます。）等の各種リサイクル法等があります。



※環境省 中央審議会循環型社会部会（第51回） 参考資料3 p.16を基に作成

図 3-1 関係法令の体系図

2. 国の動向

(1) 廃棄物処理基本方針

令和 5 年（2023 年）6 月に「廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正されました。

平成 24 年度（2012 年度）の排出量に対して、令和 7 年度（2025 年度）における減量・資源化する目標値を以下の通りに設定しています。（減量・資源化目標のうち、出口側の循環利用率は令和 9 年度を目標値としています。）

表 3-1 廃棄物処理法基本方針における一般廃棄物減量化の目標値

指標	目標年度 (平成 24 年度(2012 年度)に対して)	目標量
排出量	令和 7 年度(2025 年度)	約 16%削減
家庭系ごみ排出量	令和 7 年度(2025 年度)	440g/人・日
出口側の循環利用率	令和 9 年度(2027 年度)	約 28%に増加
最終処分量	令和 7 年度(2025 年度)	約 31%削減

(2) 第四次循環型社会形成推進基本計画

平成 30 年（2018 年）6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の資源生産性を高める取組を一層強化することや、万全な災害廃棄物処理体制を構築していくこと、食料品のロスを削減していくための対応等について計画を策定しています。

第四次循環型社会形成推進基本計画における数値目標を以下に示します。

表 3-2 第四次循環型社会形成推進基本計画における数値目標

項目	目標量(R7 年度(2025 年度))
1 人 1 日当たりのごみ排出量	約 850g/人・日
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源を除く)	約 440g/人・日

(3) プラスチック関連

海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国での廃棄物輸入規制強化等を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和元年（2019 年）5 月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和 3 年（2021 年）6 月にはプラスチック資源循環法が公布され、令和 4 年（2022 年）4 月に施行されています。「プラスチック資源循環

戦略」及び「プラスチック資源循環法」の概要は次の通りです。

表 3-3 プラスチック資源循環戦略の概要

項目	概要
基本原則	3R＋Renewable(持続可能な資源)
重点戦略	1 プラスチック資源循環 ①リデュース等の徹底 ②効果的・効率的で持続可能なリサイクル ③再生材・バイオプラスチックの利用促進 2 海洋プラスチック対策 3 国際展開 4 基盤整備
マイルストーン (中間目標)	1 リデュース ○2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制 2 リユース・リサイクル ○2025 年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ○2030 年までに容器包装の 6 割をリユース・リサイクル ○2035 年までに使用済プラスチックを 100%リユース・リサイクル等により、有効利用 3 再生利用・バイオマスプラスチック ○2030 年までに再生利用を倍増 ○2030 年までにバイオマスプラスチックを約 200 万トン導入

表 3-4 プラスチック資源循環法の概要

項目	概要
目的	プラスチック製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般において、プラスチック資源の循環を促進する
基本方針	1 プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に関する環境配慮設計 2 ワンウェイプラスチックの使用の合理化 3 プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化
個別の措置事項	1 プラスチック使用製品設計指針 2 特定プラスチック使用製品の使用の合理化 3 市町村の分別収集及び再商品化 4 製造事業者等による自主回収及び再資源化 5 排出事業者による排出の抑制及び再資源化

(4) 食品ロス関連

令和元年（2019 年）10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」といいます。）が施行され、令和 2 年（2020 年）3 月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。「食品ロス削減推進法」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の概要は以下の通りです。

表 3-5 食品ロス削減推進法及び食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の概要

項目	概要
目的	多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する
基本方針	1 政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を定める 2 都道府県は、基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努める 3 市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努める
基本的施策	1 消費者、事業者等に対する教育及び学習の振興、普及啓発等 2 食品関連事業者等の取組に対する支援 3 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰 4 食品ロスの実態調査、効果的な削減方法等の調査研究 5 先進的な取組等の情報の収集及び提供 6 未利用食品等を提供するための活動の支援等

3. 茨城県の動向

(1) 廃棄物処理計画

茨城県では、令和2年度（2020年度）に「第5次茨城県廃棄物処理計画」を策定しています。「第5次茨城県廃棄物処理計画」の概要は以下の通りです。

表 3-6 第5次茨城県廃棄物処理計画の概要

項目	概要
計画期間	令和3年度～令和7年度までの5年間
基本方針	循環型社会の形成に向けては、サステナブル(Sustainable、持続可能)な社会の実現を見据え、それに至る中長期的な方向性を、県民や事業者、行政、廃棄物処理業者等の各主体が目標を共有し、相互に連携、協働しながら、それぞれ主体的に取り組んでいく。
施策展開の方向性	1 3Rの推進 2 廃棄物適正処理の推進 3 循環型社会形成に向けた基盤づくり
基本的施策	1-1 県民等の問題意識の向上、3R行動の促進 1-2 市町村における減量化、再資源化の取組の促進 1-3 排出事業者による3Rの促進 2-1 不法投棄対策の強化 2-2 排出事業者責任の徹底 2-3 資源循環産業における適正処理の徹底、地域との調和の推進 2-4 一般廃棄物の適正処理の確保 3-1 産業廃棄物最終処分場の確保 3-2 災害廃棄物処理体制の強化 3-3 資源循環産業の育成 3-4 分野別産業廃棄物処理対策の推進 3-5 廃棄物対策と相まって推進すべき関連施策の推進

表 3-7 第 5 次茨城県廃棄物処理計画における目標値

指標名	基準年度 H30(2018)	目標年度 R7(2025)	備考
排出量 (1 人 1 日当たりのごみ排出量)	990g/人・日	976g/人・日	※1
再生利用率	21.3%	20%以上	
最終処分量	417 万トン	320 万トン	

※1 県民等の問題意識の向上、市町村における減量化の取組結果等を反映する指標

(2) 分別収集計画

茨城県では、令和 5 年（2023 年）8 月に「茨城県分別収集促進計画 第 10 期：令和 5 年度（2023 年度）～令和 9 年度（2027 年度）」を策定しています。

「茨城県分別収集促進計画 第 10 期」の概要は以下の通りです。

表 3-8 茨城県分別収集促進計画 第 10 期の概要

項目	概要				
目的	容器包装リサイクル法第9条の規定に基づき、各市町村・一部事務組合が策定した「市町村分別収集計画」をもとに、容器包装廃棄物の今後の排出見込量や容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集を促進するための取組等について定める				
計画期間	令和 5 年度～令和 9 年度までの 5 年間(3 年ごとに改定)				
排出量 見込み	龍ヶ崎地方塵芥処理組合：容器包装廃棄物				
	単位：t				
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
	1,635	1,613	1,597	1,578	1,558
促進に関する事項	1 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及 2 市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進及びその他の分別収集の促進に関する事項				

(3) ごみ処理の広域行政

1) 広域行政

組合は、龍ヶ崎市と牛久町（現牛久市）のごみの共同処理を行うため、「女化塵芥処理組合」の名称で昭和 37 年（1962 年）10 月に設立されました。

昭和 45 年（1970 年）には、利根町と河内村（現河内町）が組合に加入し、昭和 46 年（1971 年）11 月に組合名称を「龍ヶ崎地方塵芥処理組合^{※1}」と改称しました。

その後、牛久市が単独方式に移行したため、組合は現在の 3 市町構成となり、龍ヶ崎市、利根町、河内町の 1 市 2 町のごみを広域的に処理・処分しています。

※1 正式表記は「龍ヶ崎地方塵芥処理組合」

2) ごみ処理の広域化計画

ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減対策およびごみ処理施設の効率的な運営と施設建設費の経済的側面から、茨城県は、中長期的な視点に立ち、市町村のごみ処理施設の広域化を推進するための指針として、平成 10 年（1998 年）4 月に「ごみ処理広域化計画 ー茨城県におけるごみ処理指針ー」（以下、「広域化計画」といいます。）を策定しました。また、ごみ処理を取り巻く状況は大きく変化しているため、環境省の「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」を踏まえ、令和 4 年（2022 年）3 月に広域化計画の見直しを行いました。

広域化計画では、焼却施設について、現状の広域化ブロック（令和 3 年度（2021 年度）現在：29 ブロック）と将来的な広域化ブロック（令和 34 年（2052 年）頃目標：10 ブロック）を設定しています。なお、前広域化計画では、灰溶融施設は、高温で加熱するため、ダイオキシン類が分解されることから、ごみ処理施設の新設時において、灰溶融施設を整備することが原則とされており、灰溶融施設の広域化ブロックについても方針を示していましたが、焼却施設の高度化により、ダイオキシン類の排出量が十分に低減され、必ずしも灰溶融施設を設置する必要がなくなったことから、今広域化計画では焼却灰の溶融施設は評価から除外されています。

また、組合は龍ヶ崎市、利根町、河内町の 3 市町で構成していますが、将来的には、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町による 7 市町村で広域化する方針が例示されています。

表 3-9 広域化ブロック

現在(R3.4)の 広域化ブロック		
ブロック※	構成市町村・組合	
23 (29)	龍ヶ崎地方 塵芥処理組合	龍ヶ崎市 利根町 河内町

R5 から広域化

R9 から広域化

R6 から広域化

計画見直し(R4.3)の 将来的な広域化ブロック		
ブロック※	構成市町村・組合	
6 (10)	牛久市	
	江戸崎地方 衛生土木組合	稲敷市 美浦村
	阿見町	
	龍ヶ崎地方 塵芥処理組合	龍ヶ崎市 利根町 河内町

The map illustrates the future regionalization blocks of Ibaraki Prefecture. Block 6 (orange) is located in the central-southern part of the prefecture, including Tone City (龍ヶ崎市), Kawanishi City (利根町), and Kawanishi City (河内町). Other blocks are color-coded: blue (R5) includes Maebashi City (前橋市), Maebashi City (高崎市), and Maebashi City (宇都宮市); green (R6) includes Maebashi City (宇都宮市), Maebashi City (日光市), and Maebashi City (東海村); yellow (R9) includes Maebashi City (宇都宮市), Maebashi City (日光市), and Maebashi City (東海村); and orange (R10) includes Maebashi City (宇都宮市), Maebashi City (日光市), and Maebashi City (東海村).

※上段：本組合構成市町のブロック、下段：() は県内の広域化ブロック数

出典：「茨城県ごみ処理広域化計画」

次に、広域化計画（p. 42、5 その他施設の設置状況について）では、その他施設の設置状況等について以下のように示されています。

5 その他施設の設置状況等について

（１）粗大ごみ処理施設・資源化施設

粗大ごみ処理施設及び資源化施設は、広域化で処理量が増えることによるコストメリットがあること、焼却施設と併設することで処理残さを効率的に焼却できることなどから、焼却施設の広域化に合わせて検討することが望ましい。なお、資源化するごみの種類は、「茨城県一般廃棄物分別収集に関する指針（平成 23 年 8 月）」に基づく分別区分に、使用済プラスチック製品を加えた品目を基本に検討を行うものとする。

将来的な焼却施設の広域ブロックにおける粗大ごみ処理施設・資源化施設の設置状況は、図表 4-16 から図表 4-25 のとおりである。

ア 広域化に当たっての留意事項

○粗大ごみ処理施設・資源化施設は、焼却施設と同様に計画から建設・稼働まで長期間を要することから、これらの施設の広域化を図る場合は、以下の点について留意する必要がある。

- ・ 施設整備の時期を踏まえ、早い時期からの検討着手
- ・ 分別区分や処理方法等の検討
- ・ スtockヤードや運搬中継施設の検討

イ プラスチック資源循環促進法への対応

○ごみ処理施設を整備する際に活用している国の循環型社会形成推進交付金等において、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクルが交付要件となった（プラスチック資源の分別収集・リサイクルに直接関連しない施設は除く）ことに留意する必要がある。

○プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクルを実施する場合は、ブロック内の市町村等や資源化業者と協議し、分別収集やリサイクルの開始時期と方法、既存処理施設への影響等について検討する必要がある

出典：「茨城県ごみ処理広域化計画」

また、将来的な焼却施設の広域ブロックにおける粗大ごみ処理施設・資源化施設の設置状況（ブロック 6）は、以下の通り示されています。

表 3-10 将来的な焼却施設の広域ブロックにおける粗大ごみ処理施設・資源化施設の設置状況（ブロック 6）

自治体名	処理体制	施設名	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	処理対象物	今後の予定等
阿見町	阿見町	阿見町霞クリーン センター	30	H9 (1997)	粗大ごみ、不燃ごみ、 資源ごみ	【広域化の方向性】 ・焼却施設の広域化と併 せて検討する。(焼却施設 の広域化開始時期の目 安:令和4(2022)年)
龍ヶ崎市	龍ヶ崎地方塵芥 処理組合	くりーんプラザ・龍 (リサイクル施設)	60	H11 (1999)	粗大ごみ、不燃ごみ、 金属類、ペットボトル	
河内町						
利根町						
牛久市	牛久市	牛久クリーンセンタ ー	27	H11 (1999)	金属類、ガラス類、その 他資源ごみ、ペットボト ル、プラスチック、布 類、剪定枝、不燃ご み、粗大ごみ	
美浦村	江戸崎地方衛生 土木組合	江戸崎地方衛生 土木組合不燃物 資源化施設	20	H5 (1993)	金属類、ガラス類、その 他資源ごみ、不燃ごみ	
稲敷市						

※「茨城県ごみ処理広域化計画」p.46 図 4-21 を抜粋

(4) 水平リサイクル

茨城県は、水平リサイクルの普及啓発に取り組むとともに、水平リサイクルに取り組む県及び市町村を支援することを目的として、令和 3 年（2021 年）7 月にサントリーMONOZUKURI エキスパート株式会社（以下、「サントリー」といいます。）と「茨城県内におけるペットボトルの水平リサイクルの推進に係る連携に関する協定書」を締結し、県庁舎から排出される使用済みペットボトルの水平リサイクルを令和 4 年（2022 年）4 月から開始しています。

回収したペットボトルは、協栄産業株式会社（茨城県笠間市）において、全量がペットボトルに再生され、サントリーグループの商品に利用されます。

「茨城県内におけるペットボトルの水平リサイクルの推進に係る連携に関する協定書」の概要は以下の通りです。

なお、本町及び組合とその構成市町も令和 5 年（2023 年）11 月にサントリーグループとの協定を取り結び、令和 6 年（2024 年）4 月よりペットボトルの水平リサイクルを実施する予定となっています。

表 3-11 ペットボトルの水平リサイクルの推進に係る連携に関する協定書概要

項目	概要
目的	茨城県とサントリーが連携し、県内におけるペットボトルの水平リサイクルを推進し、資源の有効活用と循環型社会の実現を目指していきます。
連携・協力事項	1 ペットボトルの水平リサイクルに係る市町村、県民、事業者等への普及啓発 2 水平リサイクルの実施及び支援
主な内容	1-1 県は、「プラスチック・スマート」キャンペーンの中で水平リサイクルの普及啓発を実施 1-2 サントリーは、啓発動画や Web 授業用教材の作成・提供、リサイクル施設見学の受入等を実施 2-1 県は、自らが県庁舎等から排出するペットボトルの水平リサイクルを実施 2-2 サントリーは、水平リサイクルに取り組む県及び市町村の支援を実施
サントリーと協定を結んでいる県内の地域	笠間市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市、つくば市、土浦市※、龍ヶ崎市、利根町、河内町、龍ヶ崎地方塵芥処理組合

※令和 5 年 12 月時点

※土浦市はサントリー及びコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社とそれぞれ協定を結んでいる

4. 本町の動向

本町では、平成 30 年度（2018 年度）に「第 5 次利根町総合振興計画（とね魅力アップビジョン）」を策定しています。

「第 5 次利根町総合振興計画」では、まちづくりの将来像として、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」を掲げ、基本方針として「安全で人にやさしい快適なまちづくり」、「いつまでも健康で元気あふれるまちづくり」、「誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり」、「みんなが集まるおもしろいまちづくり」、「みんなが主役でともに進むまちづくり」の 5 つを掲げています。

廃棄物関連については、基本施策 2 の「環境対策の充実」において、取り組むべき施策が以下の通り示されています。

表 3-12 第 5 次利根町総合振興計画、施策と主な取組の概要

項目	概要
計画期間	基本構想：平成 31 年度から平成 42 年度（令和 12 年度） 基本計画：前期計画 平成 31 年度から平成 36 年度（令和 6 年度） 後期計画 平成 37 年度から平成 42 年度 （令和 7 年度から令和 12 年度） 実施計画：3 か年計画として別途策定
循環型社会の形成	方 向：家庭ごみの減量化をはじめとする 4R の取組を積極的に推奨し、循環型社会の形成を推進します。 主な取組：ごみ 4R の推進
現状と課題	◆生ごみ処理機購入貸し出し事業による家庭ごみの減量化をはじめとする、ごみの排出抑制・再使用・資源の再生利用（4R）を積極的に推奨し、循環型社会の形成を推進しています。
役割分担	町民 ◆「ごみになるものを買わない・もらわない」「ごみになりにくいもの、長く使えるものを買う」「リターナブル容器を選んで使う」「資源ごみをきちんと分別してリサイクルしやすくする」など、4R の取組を積極的に実施します。 行政 ◆生ごみ処理機貸し出し事業や資源のリサイクル化などにより、ごみの減量化を推進します。 ◆ごみの出し方や分別方法の周知徹底に努めます。

第2節 ごみ処理体制

1. ごみ・資源物の処理フロー

本町における、ごみ・資源物の処理フローを図 3-2 に示します。

本町から排出されたごみ及び資源物は、本町、龍ヶ崎市、河内町の 1 市 2 町で構成されている組合のごみ処理施設である「クリーンプラザ・龍」において、処理・処分を行っています。

もえるごみは、焼却施設で焼却・溶融処理を行ったのち、溶融スラグは覆土材として利用し、ダスト固化物を最終処分場で埋立処分しています。もえないごみおよび粗大ごみは、リサイクル施設で破碎・選別・圧縮を行い、選別された可燃物は焼却施設へ、不燃物残渣は埋立処分、資源物はリサイクル業者に引き渡しています。また、資源物のうち、ペットボトル、缶類はリサイクル施設で圧縮・保管した後、リサイクル業者に引き渡し、その他の資源物は回収後、リサイクル業者に引き渡しています。

小型家電は、資源物として回収後、リサイクル業者に引き渡しています。

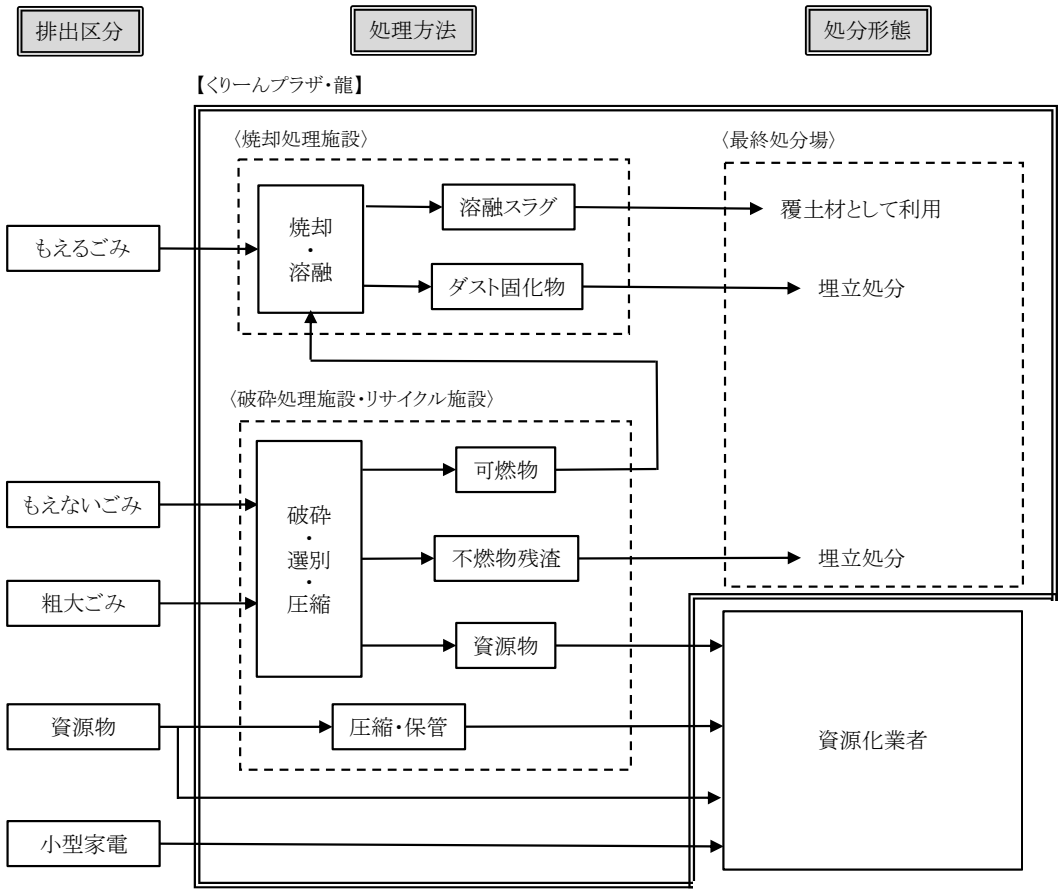


図 3-2 ごみ・資源物の処理フロー

2. ごみの分別と収集方法

本町の令和 5 年度（2023 年度）時点におけるごみの分別区分を表 3-13 に示します。

本町の分別区分は、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、資源物（紙類、ペットボトル、白色トレイ、衣類、空き缶、空きビン類、乾電池）、小型家電の 5 区分 11 種別となっています。

収集方法は、ごみ集積所を基本としており、小型家電のみ利根町役場の回収ボックスで回収しています。

表 3-13 ごみの分別区分

分別区分		ごみの種類	排出形態	収集方法	回収頻度
もえるごみ		生ごみ、紙おむつ、発泡スチロール、プラスチック類、木製製品、CD・DVD・ビデオテープ、剪定枝・落ち葉・雑草、ビニール製品、皮革製品、布団・毛布	指定ごみ袋	ごみ集積所	週2回
もえないごみ		金属製品、せと物・陶器・鉢物、ガラス製品、電球、ライター、スプレー缶、蛍光灯・電球型蛍光灯			月2～3回
粗大ごみ		家具類、畳、自転車、レジャー用品、もの干しざお	専用ステッカー		月2回
資源物	紙類	紙パック、段ボール、雑誌・雑紙、新聞紙	ひも束		
	ペットボトル	ペットボトル(キャップとラベルはもえるごみ)	専用のネット		
	食品用白色トレイ	白色トレイ	専用の袋		
	衣類	衣類	透明な袋		
	空き缶	空き缶	専用の袋		
	乾電池	乾電池	中身の確認できる袋		
ビン		無色・透明、黒、茶、青・緑(その他)	コンテナ		月1回
小型家電リサイクル		17品目	回収ボックス	役場	随時

出典:「利根町HP」

3. 収集運搬車両状況

本町の収集運搬車両状況を表 3-14 に示します。

本町の収集運搬は、民間委託を中心に実施しています。令和 4 年度は、民間委託業者のパッカー車 9 台、平ボディー車 3 台、ダンプ車 1 台の車両で収集しています。本町で所有している車両はありません。

表 3-14 収集運搬車両状況（令和 4 年度（2022 年度））

種類		パッカー車	平ボディー車	ダンプ車
町保有の収集車		0	0	0
委託業者	A社	4	1	1
	B社	2	2	0
	C社	3	0	0

4. ごみ処理手数料

本町の指定ごみ袋等および組合ごみ処理施設（クリーンプラザ・龍）に直接搬入するごみ処理手数料等は表 3-15 のとおりです。

表 3-15 ごみ処理手数料等

種類	内容	
もえるごみの収集	指定ごみ袋大:20円	
もえないごみの収集	指定ごみ袋小:12円	
粗大ごみの収集	1個につき20円（専用ステッカー）	
クリーンプラザ・龍への直接搬入	家庭系ごみ	10kg未満:160円
		10kg以上10kgにつき:160円
	事業系ごみ	10kg未満:242円
		10kg以上10kgにつき:242円

出典:「利根町HP、龍ヶ崎地方塵芥処理組合HP」

5. ごみ処理経費

過去 10 年間のごみ処理経費の推移を表 3-16、図 3-3 に示します。

ごみ処理経費は、平成 25 年度（2013 年度）は約 3 億 9 千万円でしたが、平成 29 年度（2017 年度）以降減少傾向にあり、令和 2 年度（2020 年度）は増加していますが、令和 4 年度（2022 年度）は約 2 億 8 千万円となっています。

なお、平成 26 年度（2014 年度）から平成 28 年度（2016 年度）にかけて焼却施設と灰溶融設備、令和元年度（2019 年度）から令和 2 年度（2020 年度）3 月にかけてリサイクル施設の基幹的設備改良工事を行っています。

また、本町の令和 4 年度（2022 年度）の町民 1 人当たりのごみ処理経費は約 1 万 8 千円、ごみ 1 t 当たりの処理費は、約 5 万 4 千円となっています。

表 3-16 ごみ処理経費

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
ごみ処理経費(千円)	387,161	297,588	445,382	444,082	230,976
人口(人)	17,266	17,044	16,894	16,651	16,402
世帯数(世帯)	6,849	6,909	7,003	7,032	7,001
ごみ総排出量(t)	4,996.13	4,904.57	4,928.70	4,842.95	5,027.84
町民1人当たりのごみ処理経費(円/人)	22,423	17,460	26,363	26,670	14,082
1世帯当たりのごみ処理経費(円/世帯)	56,528	43,073	63,599	63,152	32,992
1t当たりのごみ処理経費(円/t)	77,492	60,676	90,365	91,697	45,939

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
ごみ処理経費(千円)	232,380	217,199	349,247	268,371	276,683
人口(人)	16,268	15,957	15,732	15,525	15,323
世帯数(世帯)	7,072	7,044	7,054	7,040	7,090
ごみ総排出量(t)	5,040.07	5,090.93	5,304.49	5,368.61	5,116.53
町民1人当たりのごみ処理経費(円/人)	14,284	13,612	22,200	17,286	18,057
1世帯当たりのごみ処理経費(円/世帯)	32,859	30,835	49,510	38,121	39,024
1t当たりのごみ処理経費(円/t)	46,107	42,664	65,840	49,989	54,076

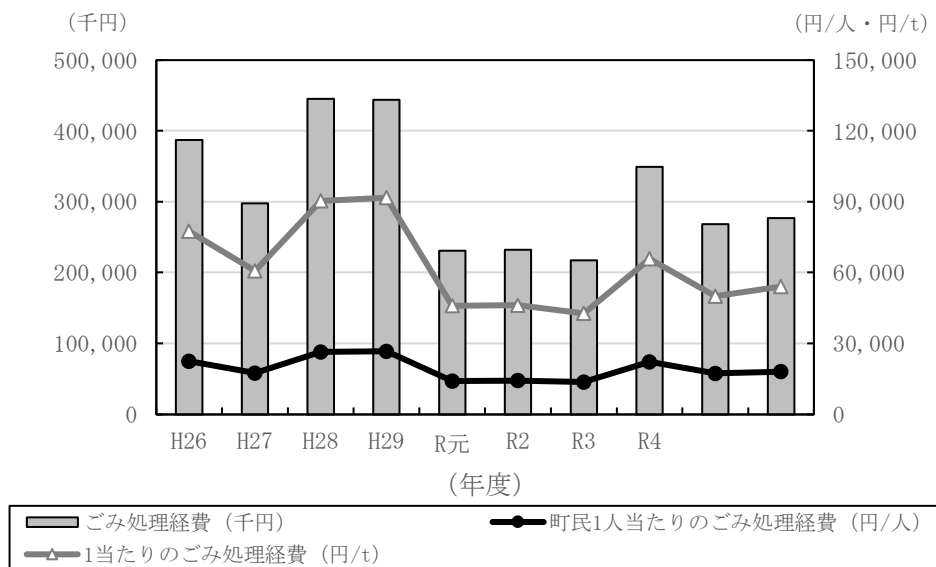


図 3-3 ごみ処理経費

第3節 ごみ・資源物の排出量

1. ごみの排出状況

(1) ごみ総排出量の内訳

本町の過去 10 年間のごみ総排出量の内訳を表 3-17、ごみ総排出量の推移を図 3-4 に示します。

ごみ総排出量は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 28 年度（2016 年度）にかけて減少していましたが、平成 29 年度（2017 年度）以降は増加傾向にあり、令和 4 年度（2022 年度）は約 5,100t となっています。また、1 人 1 日当たりの排出量も、概ね同様の傾向にあり、令和 4 年度（2022 年度）は 915 g/人・日となっています。

家庭系収集ごみは、平成 29 年度（2017 年度）以降横ばい傾向にあり、約 4,300t で推移しています。一方、家庭系収集ごみ 1 人 1 日当たり排出量については、増加傾向にあり、令和 4 年度（2022 年度）は 786g/人・日となっています。

事業系ごみは、平成 28 年度（2016 年度）まで約 300t～約 430t で推移していましたが、平成 29 年度（2017 年度）以降増加しており、令和 4 年度（2022 年度）は約 720t となっています。

家庭系ごみと事業系ごみの割合を見てみると、令和 4 年度（2022 年度）は、家庭系が約 86%を占めており、事業系は 14%程度となっています。

表 3-17 ごみ・資源物の排出量の推移 (1/2)

区 分			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
行政区域内人口 (人)			17,266	17,044	16,894	16,651	16,402
家庭系ごみ	収集ごみ	もえるごみ (t)	3,712.97	3,737.42	3,669.83	3,604.35	3,532.65
		もえないごみ (t)	217.26	202.60	207.69	200.33	195.72
		資源物 (t)	526.35	484.34	425.27	426.75	397.78
		粗大ごみ (t)	124.25	122.46	127.05	126.52	118.48
		合計 (t)	4,580.83	4,546.82	4,429.84	4,357.95	4,244.63
		1人1日当たり排出量 (g/人・日)	727	731	718	715	709
	直接搬入ごみ	もえるごみ (t)	44.40	29.34	46.05	44.83	40.95
		もえないごみ (t)	6.28	4.48	6.02	5.92	4.97
		資源物 (t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		粗大ごみ (t)	11.40	6.14	12.36	14.72	10.35
		合計 (t)	62.08	39.96	64.43	65.47	56.27
家庭系ごみ排出量合計 (t)		4,642.91	4,586.78	4,494.27	4,423.42	4,300.90	
家庭系1人1日当たり排出量 (g/人・日)		737	737	729	726	718	
事業系ごみ	もえるごみ (t)	345.63	314.27	430.11	416.01	721.19	
	もえないごみ (t)	0.56	1.40	2.51	1.03	4.30	
	粗大ごみ (t)	7.03	2.12	1.81	2.49	1.45	
	合計 (t)	353.22	317.79	434.43	419.53	726.94	
集団回収量 (kg)			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ごみ総排出量合計 (t)			4,996.13	4,904.57	4,928.70	4,842.95	5,027.84
1人1日当たり排出量 (g/人・日)			793	788	799	795	840

表 3-17 ごみ・資源物の排出量の推移 (2/2)

区 分			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
行政区域内人口 (人)			16,268	15,957	15,732	15,525	15,323
家庭系ごみ	収集ごみ	もえるごみ (t)	3,544.70	3,557.53	3,595.45	3,535.35	3,548.03
		もえないごみ (t)	195.72	208.95	231.86	213.66	190.95
		資源物 (t)	381.59	364.66	390.16	399.93	399.12
		粗大ごみ (t)	133.18	144.26	180.06	155.39	141.15
		合計 (t)	4,255.19	4,275.40	4,397.53	4,304.33	4,279.25
		1人1日当たり排出量 (g/人・日)	717	734	764	760	765
	直接搬入ごみ	もえるごみ (t)	54.08	67.56	86.92	80.21	105.99
		もえないごみ (t)	10.68	10.26	13.66	14.48	8.23
		資源物 (t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		粗大ごみ※ (t)	15.30	16.68	1.25	0.00	0.00
		合計 (t)	80.06	94.50	101.83	94.69	114.22
家庭系ごみ排出量合計 (t)		4,335.25	4,369.90	4,499.36	4,399.02	4,393.47	
家庭系1人1日当たり排出量 (g/人・日)		730	750	781	776	786	
事業系ごみ	もえるごみ (t)	695.44	701.16	794.76	943.99	695.35	
	もえないごみ (t)	9.21	15.11	9.13	21.49	27.26	
	粗大ごみ (t)	0.79	4.76	1.24	4.11	1.20	
	合計 (t)	705.44	721.03	805.13	969.59	723.81	
集団回収量 (kg)			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ごみ総排出量合計 (t)			5,040.69	5,090.93	5,304.49	5,368.61	5,117.28
1人1日当たり排出量 (g/人・日)			849	874	921	947	915

※ 令和2年度から選別担当職員の変更により、粗大ごみが別の項目に振り分けられている

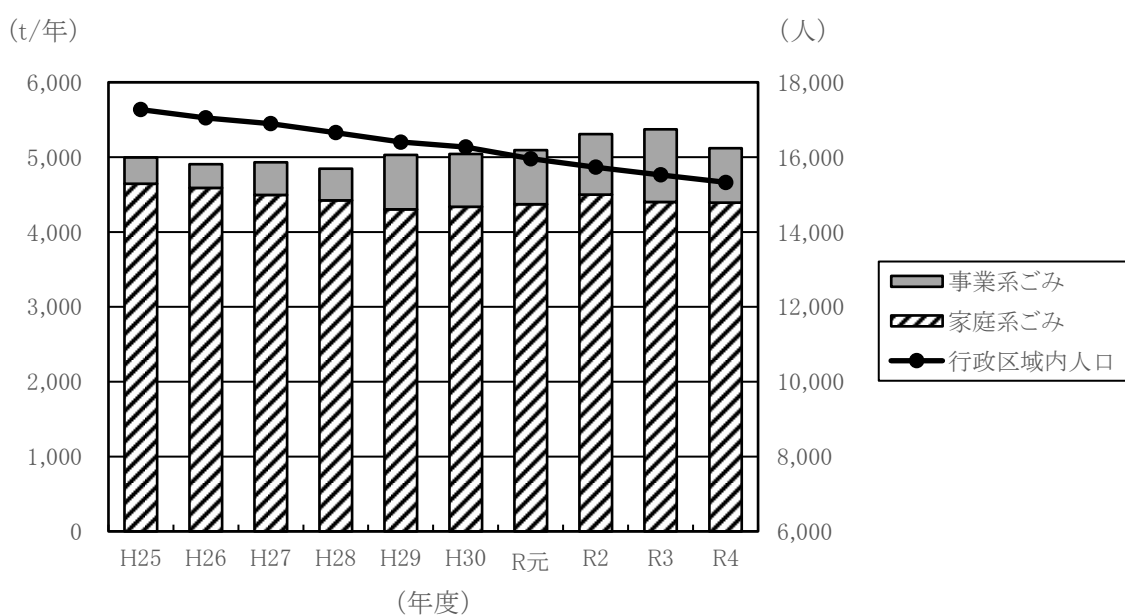


図 3-4 ごみ総排出量の推移

1) 家庭系ごみの排出状況

① 家庭系収集ごみ

家庭系収集ごみの排出内訳を図 3-5 に示します。

家庭系収集ごみ量は、一般的に人口の影響を大きく受けますが、本町では人口は年々減少しているものの、家庭系収集ごみ量の減少は鈍化しています。

近年は、新型コロナウイルスのまん延による社会・経済の混乱、さらに、働き方やライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化しましたが、もえるごみ、もえないごみ、資源物、粗大ごみの量に以前との大きな違いは見られません。

また、家庭系収集ごみの内訳としては、もえるごみが多く、家庭系収集ごみの約 83% を占めています。

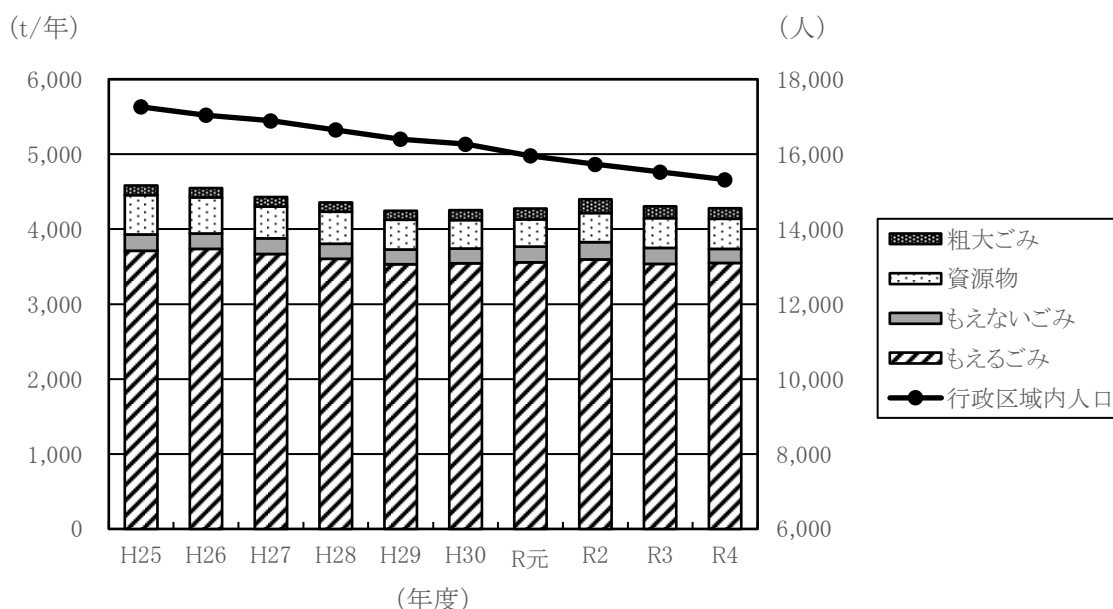


図 3-5 家庭系収集ごみの排出内訳

② 家庭系直接搬入ごみ

家庭系直接搬入ごみの排出内訳を図 3-6 に示します。

家庭系直接搬入ごみ量は、約 40～約 110 t と少量ですが、増加傾向であり、令和 2 年度（2020 年度）は 100t を超え、令和 4 年度（2022 年度）は約 114t となっています。

また、家庭系直接搬入ごみの内訳としては、もえるごみが占める割合が約 93% と最も多くを占めています。

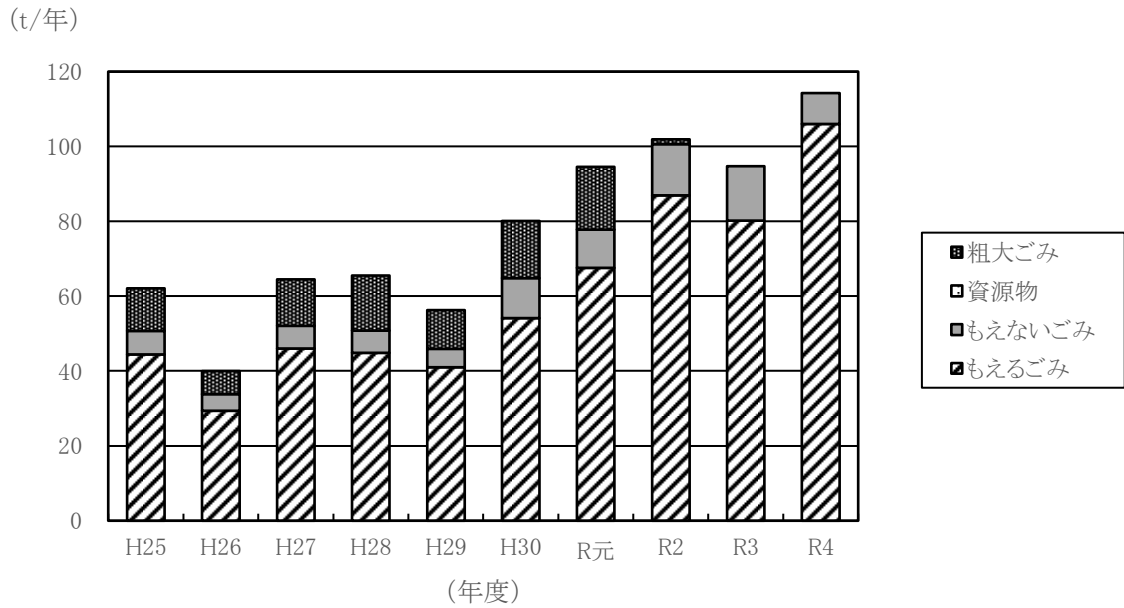


図 3-6 直接搬入ごみの排出内訳

2) 事業系ごみの排出状況

事業系ごみの排出内訳を図 3-7 に示します。

事業系ごみは、平成 28 年度（2016 年度）まで約 350～約 430t で推移していましたが、平成 29 年度（2017 年度）以降増加し、令和 3 年度（2021 年度）の約 970t をピークに、令和 4 年度（2022 年度）は減少し、約 724 t となっています。

また、事業系ごみの内訳としては、もえるごみが多く、事業系ごみの約 96% を占めています。

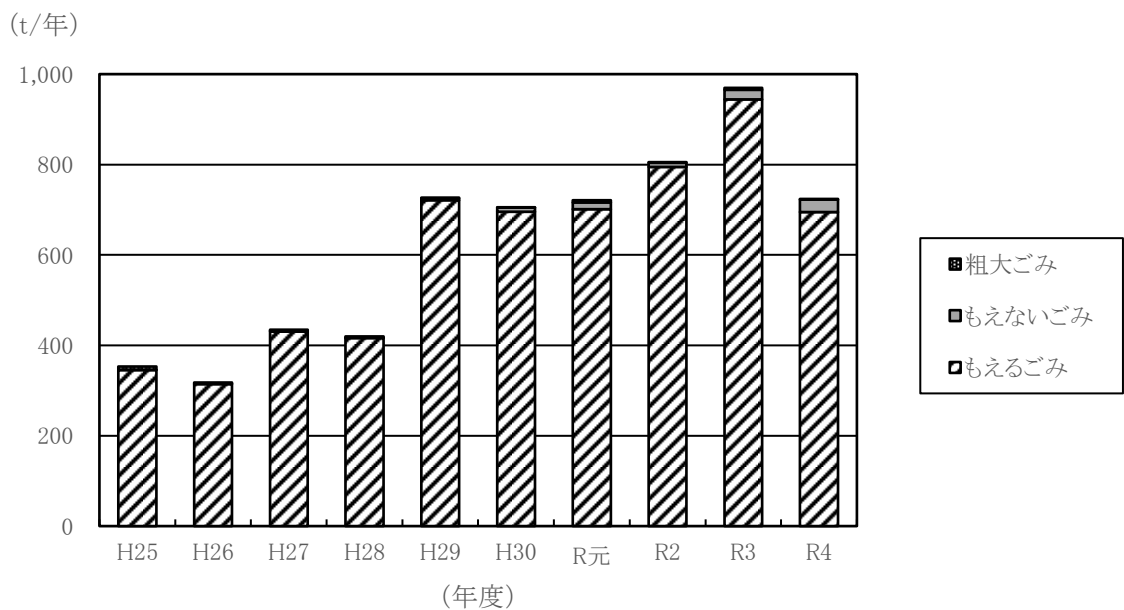


図 3-7 事業系ごみの排出内訳

(2) 資源物排出量の内訳

資源物排出量の内訳を表 3-18、図 3-8 に示します。

資源物排出量は、平成 25 年度（2013 年度）から令和元年度（2019 年度）にかけて減少傾向にありましたが、令和 2 年度（2020 年度）以降は増加しています。

品目別にみると、小型家電以外の紙類、カン、ビン、ペットボトル、衣類、白色トレイ、紙パック、その他（資源物）は減少しています。

紙類の減少については、ペーパーレス化が進んでいること、販売店回収の進展などによるものと考えられ、カンやビンの減少は、飲食用容器がカンやビンからペットボトルへ移行してきている状況や軽量化によるものと考えられます。

表 3-18 資源物排出量の内訳（1/2）

区 分		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
資源物回収ステーション	紙類 (t)	303.86	282.60	235.65	260.24	236.86
	カン類 (t)	38.71	37.69	36.55	36.70	34.40
	ビン類 (t)	113.89	121.26	105.36	85.60	82.47
	ペットボトル (t)	43.89	27.38	27.12	27.61	27.30
	衣類 (t)	12.51	8.77	7.24	9.79	10.95
	白色トレイ (t)	4.12	0.83	0.86	0.51	0.72
	紙パック (t)	1.78	2.12	5.07	1.51	1.41
	小型家電 (t)	0.00	0.54	1.62	1.20	0.15
	その他(乾電池) (t)	7.59	3.15	5.80	3.59	3.52
	計 (t)	526.35	484.34	425.27	426.75	397.78
1人1日当たり資源物量 (g/人・日)		84	78	69	70	66

表 3-18 資源物排出量の内訳 (2/2)

区 分		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
資源物回収ステーション	紙類 (t)	221.17	209.60	225.69	248.56	248.56
	カン類 (t)	33.42	31.99	35.63	29.26	29.26
	ビン類 (t)	81.90	78.97	83.09	77.38	77.38
	ペットボトル (t)	28.50	27.72	29.09	29.28	28.60
	衣類 (t)	10.25	9.81	9.27	8.39	8.39
	白色トレイ (t)	0.64	0.70	0.86	0.93	0.80
	紙パック (t)	1.35	1.24	1.26	1.13	1.13
	小型家電 (t)	0.62	0.75	1.32	1.75	1.75
	その他(乾電池) (t)	3.74	3.88	3.95	3.25	3.25
	計 (t)	381.59	364.66	390.16	399.93	399.12
1人1日当たり資源物量 (g/人・日)		64	63	68	71	71

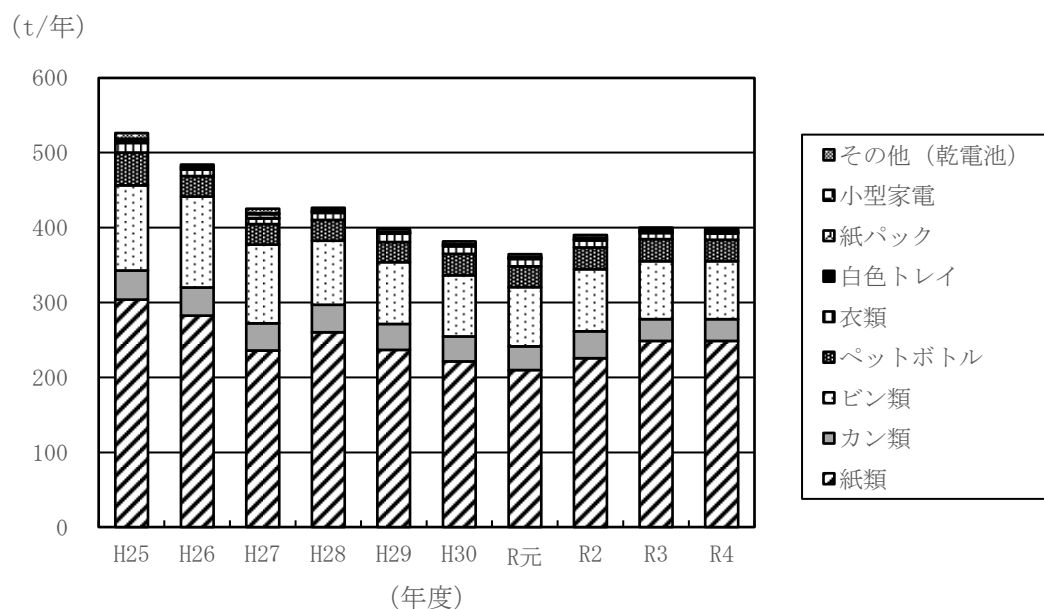


図 3-8 資源物の内訳 (家庭系収集)

第4節 減量化・再資源化の取組

1. 減量化・再資源化施策の概要

本町で実施しているごみの減量化・再資源化等に関する施策の概要を表 3-19 に示します。

このうち、主な施策について、以下に整理します。

表 3-19 ごみの減量化・再資源化等施策の概要

減量化・再資源化施策	
1 資源物回収の推進	
	①資源物分別収集の推進
2 生ごみの減量化・再資源化	
	①生ごみ自家処理の促進
	②小中学校における食品ロスの削減
3 啓発事業	
	①イベント等の際の啓発活動
	②学校における環境教育の充実
	③広報紙、チラシ、ホームページによる情報提供
4 利根町温室効果ガス排出抑制実行計画(第5期)推進 (公共施設におけるコピー用紙の削減)	
5 不法投棄対策(監視パトロール等)	

2. 生ごみ自家処理の促進

家庭における生ごみの減量化と資源としての有効活用を促進するため、生ごみ処理機の無料貸し出しを実施しています。

第5節 処理・処分状況

本町から排出されるごみは、本町、龍ヶ崎市、河内町の1市2町で構成する龍ヶ崎地方塵芥処理組合で共同処理を行っています。そのため、以下に示す処理・処分状況は、組合全体の処理量、残渣量等の状況を記載します。

1. 中間処理施設

(1) 中間処理施設の概要

組合の中間処理施設の概要を表3-20に示します。

「クリーンプラザ・龍」は、平成11年（1999年）に竣工し、もえるごみと破碎可燃物の焼却・熔融処理、もえないごみと粗大ごみの破碎・選別、資源物の選別・圧縮処理を行っています。なお、焼却施設（灰熔融設備を含む）、リサイクル施設は、施設の延命化を図るため基幹的設備改良工事を行っています。

表 3-20 中間処理施設の概要

施設名称	くりーんプラザ・龍		
所在地	茨城県龍ヶ崎市板橋町436番地2		
延床面積	16,396.13㎡(工場棟)		
建設年月	着工:平成9年2月		
	竣工:平成11年7月		
●焼却施設			備考: 基幹的設備改良工事 着工:平成26年 (2014年)8月 竣工:平成29年 (2017年)3月
炉型式	全連続燃焼式(ストーカ式)		
炉内温度	850～950℃		
処理能力	180t/日(90t/日×2炉)		
●灰溶融設備			
破碎型式	表面回転溶融(燃料式/都市ガス)		
炉内温度	1,300℃		
処理能力	24t/日(12t/日×2炉)		
●リサイクル施設			備考: 基幹的設備改良工事 着工:令和元年度 (2019年)11月 竣工:令和2年 (2020年)3月
処理能力	40t/5h(破碎選別系)		
	40t/5h(資源回収系)		
	3t/5h(資源プラ系)		
余熱利用設備	発電		
	給湯		
	冷暖房		
	その他(白煙防止用空気加熱器、 排ガス再加熱器、他)		

出典：「龍ヶ崎地方塵芥処理組合 クリーンプラザ・龍HP」

(2) 焼却施設処理量

焼却施設処理量の推移を表 3-21、図 3-9 に示します。

焼却施設処理量は、年度ごとの変動はあるものの、令和 4 年度（2022 年度）は約 33,900t となっています。

また、残渣率は、約 10%で推移しており、令和 4 年度（2022 年度）は 10.2%となっています。

表 3-21 焼却施設処理量の推移

年度	焼却処理量(t) ※1	残渣量(t)			残渣率
		溶融スラグ	ダスト固化物	合計	
H25年度	34,231.20	2,640.19	989.14	3,629.33	10.6%
H26年度	32,669.78	2,550.60	871.85	3,422.45	10.5%
H27年度	31,214.27	2,304.53	853.21	3,157.74	10.1%
H28年度	33,674.96	2,606.77	913.50	3,520.27	10.5%
H29年度	35,330.39	2,476.73	891.06	3,367.79	9.5%
H30年度	34,738.42	2,483.80	964.63	3,448.43	9.9%
R元年度	35,478.60	2,619.65	1,039.05	3,658.70	10.3%
R2年度	36,560.66	2,567.51	1,071.73	3,639.24	10.0%
R3年度	35,301.02	2,635.03	1,092.09	3,727.12	10.6%
R4年度	33,855.29	2,443.41	1,010.66	3,454.07	10.2%

※1 焼却処理量は可燃ごみ＋可燃性粗大ごみ＋破碎残渣の量となるため、可燃ごみ搬入量とは異なる

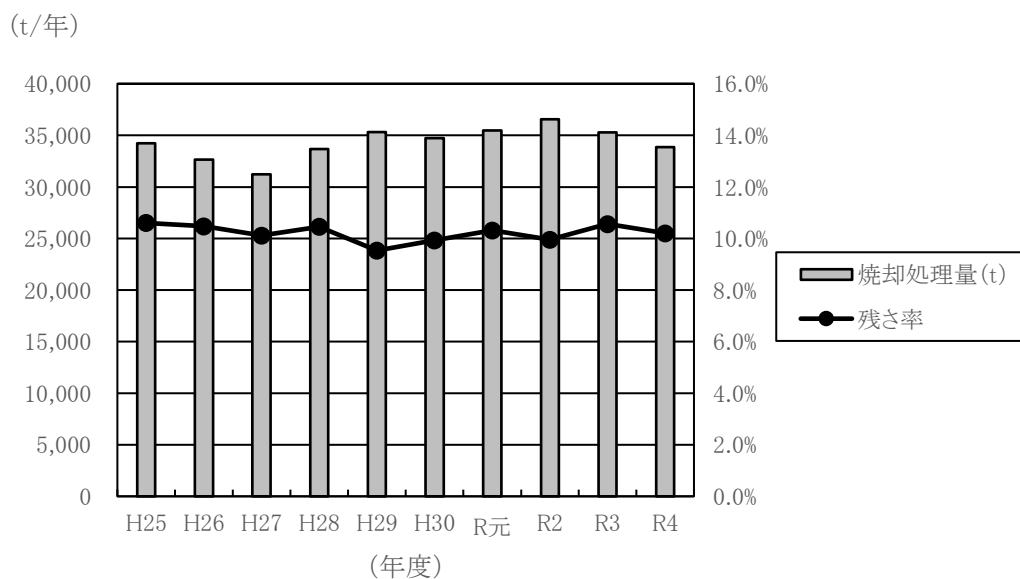


図 3-9 焼却施設処理量の推移

(3) リサイクル施設処理量

リサイクル施設処理量の推移を表 3-22、図 3-10 に示します。

リサイクル施設処理量（搬入量）及び資源物搬出量ともに減少傾向となっており、令和 4 年度（2022 年度）の搬入量は約 3,700t、搬出量は約 2,900 t となっています。

表 3-22 リサイクル施設処理量の推移

区分	搬入量(t)				資源物 搬出量(t)
	不燃物	不燃性粗大	資源物	合計	
H25年度	1,403	202	3,473	5,078	4,000
H26年度	1,336	202	3,239	4,777	3,877
H27年度	1,328	220	3,046	4,594	3,503
H28年度	1,316	215	2,894	4,425	3,460
H29年度	1,259	226	2,743	4,228	3,188
H30年度	1,329	219	2,715	4,263	3,375
R元年度	1,375	256	2,568	4,199	3,166
R2年度	1,486	140	2,603	4,229	3,168
R3年度	1,286	118	2,514	3,918	3,069
R4年度	1,139	105	2,427	3,671	2,881

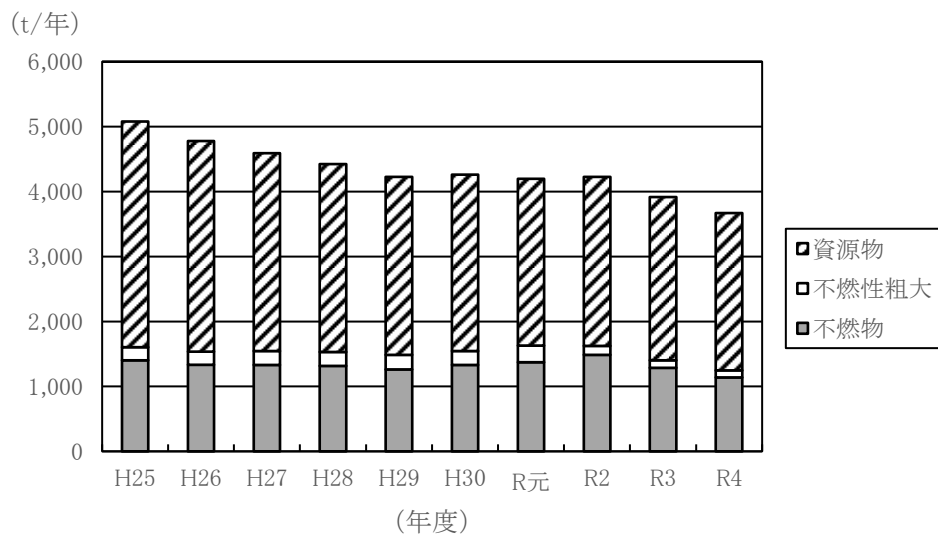


図 3-10 リサイクル施設処理量の推移

2. 最終処分

(1) 施設概要

組合の最終処分場の概要を表 3-23 に示します。

最終処分場は、平成 11 年（1999 年）4 月に供用開始し、中間処理施設から発生する処理残渣を埋立処分しています。

表 3-23 最終処分場施設概要

施設名称	クリーンプラザ・龍
所在地	茨城県龍ケ崎市板橋町436番地2
敷地面積	47,895m ²
埋立面積	19,800m ²
埋立容量	118,400m ³
埋立対象物	溶融スラグ、ダスト固化物、不燃物残さ
遮水構造	二重遮水シート構造
浸出水調整槽容量	3,870m ³
埋立開始	平成11年4月

出典：「龍ケ崎地方塵芥処理組合 クリーンプラザ・龍HP」

(2) 最終処分量

埋立量の推移を表 3-24、図 3-11 に示します。

埋立廃棄物量は、平成 25 年度（2013 年度）から令和 4 年度（2022 年度）まで変動を繰り返しており、令和 4 年度（2022 年度）で約 4,100t となっています。

また、令和 4 年度末（2022 年度末）の埋立の進捗率は、81.2%で、残余容量は約 22,242m³となっています。なお、本処分場では溶融スラグを覆土材として利用しており、表中の覆土の表記は、溶融スラグ以外の覆土の量を示しています。平成 29 年度（2017 年度）に中間覆土を施工しています。

表 3-24 最終処分量の推移

区分	埋立廃棄物(t)				覆土 (t)	埋立容量 (m ³ /年)	累計容量 (m ³)	残余容量 (m ³)
	不燃物残さ	ダスト固化物	溶融スラグ	合計				
H25年度	680.21	989.14	2,640.19	4,309.54	0.00	3,429	57,239	61,161
H26年度	745.64	871.85	2,550.60	4,168.09	50.00	3,368	60,607	57,793
H27年度	709.21	853.21	2,304.53	3,866.95	0.00	3,099	63,706	54,694
H28年度	694.35	913.50	2,606.77	4,214.62	1,600.00	4,946	68,652	49,748
H29年度	657.71	891.06	2,476.73	4,025.50	5,035.00	8,235	76,887	41,513
H30年度	652.16	964.63	2,483.80	4,100.59	1,560.00	4,833	81,720	36,680
R元年度	686.05	1,039.05	2,619.65	4,344.75	210.00	3,472	85,192	33,208
R2年度	769.01	1,071.73	2,567.51	4,408.25	0.00	3,552	88,744	29,656
R3年度	604.75	1,092.09	2,635.03	4,331.87	0.00	3,454	92,198	26,202
R4年度	613.61	1,010.66	2,443.41	4,067.68	706.83	3,960	96,158	22,242

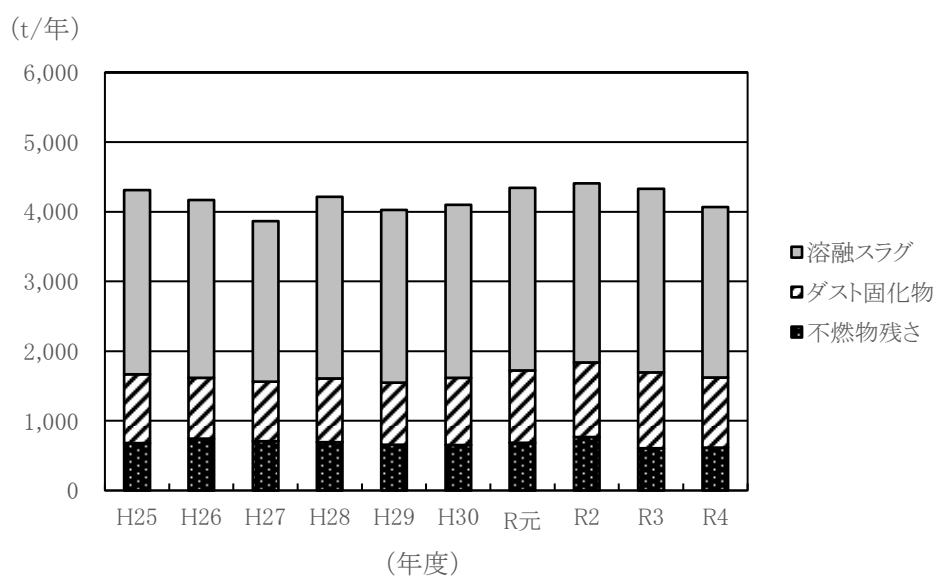


図 3-11 最終処分量の推移

3. 類似自治体との比較

環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和 3 年度（2021 年度）実態調査結果）を用いて、本町と類似自治体※¹の比較を行った結果を表 3-25 に示します。

類似自治体の平均の指数値（100 とする）を赤線、本町の実績の指数値を黒線にて表示しており、実績の指数値が大きく、赤線の外側に行くほど、他自治体より優れていることを示します。

類似自治体の平均指数値と比較すると、1 人 1 日当たりごみ総排出量以外の資源回収率、最終処分率の実績指数値、1 人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用は 100 以上となっています。

※¹ 「類似団体別市町村財政指数表」の区分（都市形態、人口規模、産業構造等）が類似している市町村

表 3-25 類似自治体との比較（令和 3 年度（2021 年度）実態調査より）

指標		83類似自治体の 平均値	利根町	比較指数値
人口一人一日当たりごみ総排出量	(kg/人・日)	0.920	0.924	99.6
廃棄物からの資源回収率※	(t/t)	0.167	0.175	104.8
廃棄物のうち最終処分される割合	(t/t)	0.097	0.062	136.1
人口一人当たり年間処理経費	(円/人・年)	16,145	11,719	127.4
最終処分減量に要する費用	(円/t)	50,502	36,919	126.9

※RDF・セメント原料化等除く

出典:「環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」

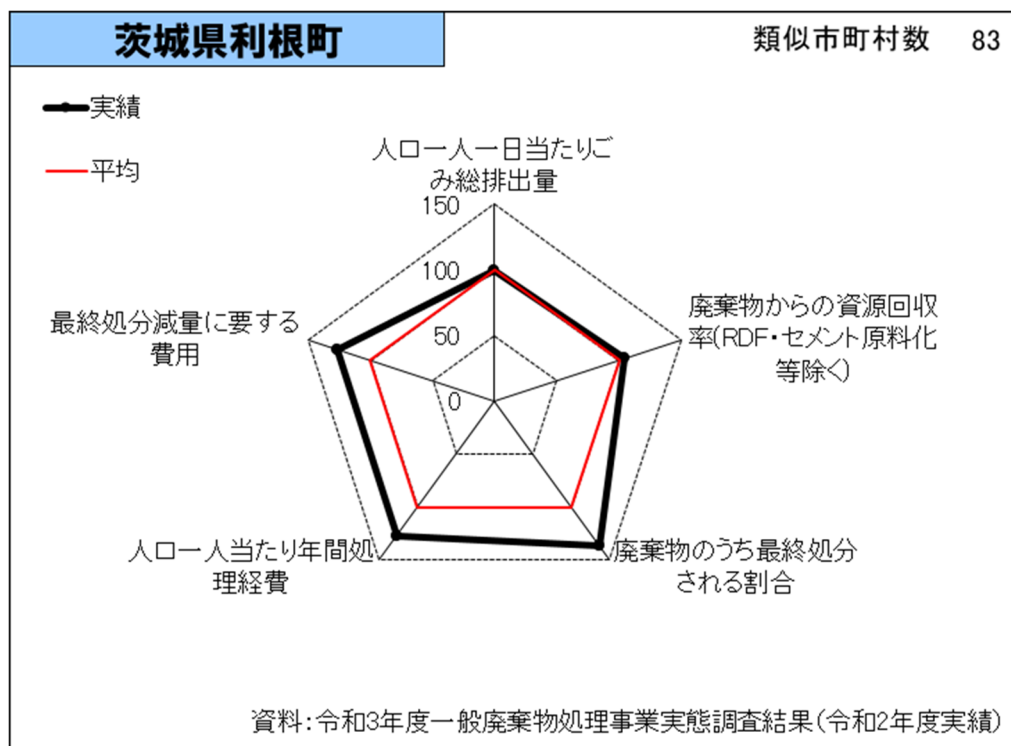


図 3-12 類似自治体との比較（令和 3 年度（2021 年度）実態調査より）

第6節 ごみ処理の課題

1. ごみの発生抑制・排出抑制

本町において、ごみの総排出量は横ばい傾向にあり、1人1日当たり排出量についても、同様の傾向にあります。しかし、1人1日当たり排出量は、令和3年度（2021年度）本町が947gに対し、全国平均890g（令和3年度（2021年度）廃棄物実態調査結果より）と57g上回っている状況です。

家庭系ごみについては、平成29年度（2017年度）以降横ばいで推移しており、区分別に見ても平成29年度（2017年度）と概ね同様となっています。

本町のごみ総排出量の約82%を家庭系ごみが占めていることから、今後、一般家庭におけるごみの発生抑制・排出抑制対策に、より一層力を入れる必要があります。

事業系ごみについては、平成29年度（2017年度）以降大きく増加し、その後増減し、令和2年度（2020年度）、令和3年度（2021年度）は更に増加しています。令和2年度（2020年度）、令和3年度（2021年度）は新型コロナウイルス感染症がまん延し、社会・経済の混乱があった影響とも考えられますが、今後は、事業系ごみの減量対策に、より一層尽力して、減量化を進めていく必要があります。

2. 再資源化の促進

本町では、資源物（紙類、カン類、ビン類、ペットボトル、衣類、白色トレイ、紙パック、小型家電、その他（乾電池））の分別収集を実施して資源物のリサイクル促進に努めていますが、資源物回収量は横ばい傾向にあります。

その要因として、ペーパーレス化が進んでいることや販売店回収の進展、飲料用容器がカンやビンからペットボトルへと移行してきていることまた、ペットボトルの容器の軽量化が進んでいることなどが考えられます。

循環型社会の実現に向けて、資源の循環的利用の促進は非常に重要です。ごみの発生抑制・減量化の観点から、資源物の発生量の削減と同時に、ごみの中に含まれている資源物の分別精度を向上していく必要があります。

また、資源物の分別の徹底を図り、さらに、現在はごみとして処理しているもののうち、再生利用可能なものの分別・資源化方法を検討するなど、再資源化をより一層促進していくことが必要であり、容器包装プラスチックや使用製品プラスチックの再資源化について、組合、構成市町と協議・検討をしていく必要があります。

3. 安定的なごみ処理体制の確保

組合の焼却施設は、平成 11 年度（1999 年度）の竣工以来、24 年が経過していることから、平成 24 年度（2012 年度）長寿命化計画を策定し、平成 26 年度（2014 年度）から平成 28 年度（2016 年度）にかけて焼却施設と灰溶融設備、令和元年度（2019 年度）から令和 2 年度（2020 年度）にかけてリサイクル施設の基幹的設備改良工事を実施したことで、令和 13 年度（2031 年度）末までの延命化がなされています。

令和 13 年度（2031 年度）末までは、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理、計画的な補修を行い、日々排出されるごみを安定的かつ安全に処理していく必要があります。また、この運用予定期間以降についても、日々排出されるごみを安定的かつ安全に処理していく必要があることから、将来の本町のごみ処理・処分の体制や方針等について、茨城県の広域化計画等も踏まえて決定していく必要があります。

最終処分に関しても同様に、令和 4 年度（2022 年度）末時点で全体の約 8 割まで埋立が完了しており、令和 16 年度（2034 年度）末に埋立完了の見込みであることから、将来の本町のごみ処理・処分の体制や方針等を決定していく必要があります。しかし、現在の最終処分場をできるだけ長く使っていくことも重要なことであるため、一層の循環型社会の形成に向けて、最終処分量を極力抑えていく必要があります。

第4章 関係法令・関連計画

第1節 現況推移

将来ごみ量の現況推移は表 4-1、図 4-1、図 4-2 のように推計されます。なお、現況推移とは、施策等を考慮せず、現況のまま推移した場合の推計となります。

表 4-1 将来ごみ量（現況推移）

区分			実績			予測		
			R2年度	R3年度	R4年度	R10年度	R15年度	R20年度
計画収集人口 (人)			15,732	15,525	15,323	14,415	13,211	11,955
家庭系ごみ	収集ごみ	もえるごみ (t/年)	3,595.45	3,535.35	3,548.03	3,362.52	3,081.41	2,791.92
		もえないごみ (t/年)	231.86	213.66	190.95	196.71	180.26	163.33
		資源物 (t/年)	390.16	399.93	399.12	366.00	335.40	303.89
		粗大ごみ (t/年)	180.06	155.39	141.15	142.37	130.46	118.21
		合計 (t/年)	4,397.53	4,304.33	4,279.25	4,067.60	3,727.53	3,377.35
	直接搬入ごみ	もえるごみ (t/年)	86.92	80.21	105.99	87.69	88.44	88.83
		もえないごみ (t/年)	13.66	14.48	8.23	13.12	13.23	13.29
		資源物 (t/年)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		粗大ごみ (t/年)	1.25	0.00	0.00	8.29	8.36	8.40
		合計 (t/年)	101.83	94.69	114.22	109.10	110.03	110.52
	合計 (t/年)		4,499.36	4,399.02	4,393.47	4,176.70	3,837.56	3,487.87
事業系ごみ	もえるごみ (t/年)		794.76	943.99	695.35	826.25	830.92	833.37
	もえないごみ (t/年)		9.13	21.49	27.26	17.83	17.93	17.98
	粗大ごみ (t/年)		1.24	4.11	1.20	2.56	2.57	2.58
	合計 (t/年)		805.13	969.59	723.81	846.64	851.42	853.93
ごみ総排出量 (t/年)			5,304.49	5,368.61	5,117.28	5,023.34	4,688.98	4,341.80
1人1日当たり排出量 (g/人・日)			921	947	915	952	972	995
家庭系ごみ(資源除く)※ (g/人・日)			714	706	714	722	726	730
事業系ごみ (g/人・日)			140	171	129	160	177	196
資源物 (g/人・日)			68	71	71	69	70	70

※ 資源物を除く家庭系ごみの1人1日当たり排出量

※ R元年度以前の実績はp.24,25に記載

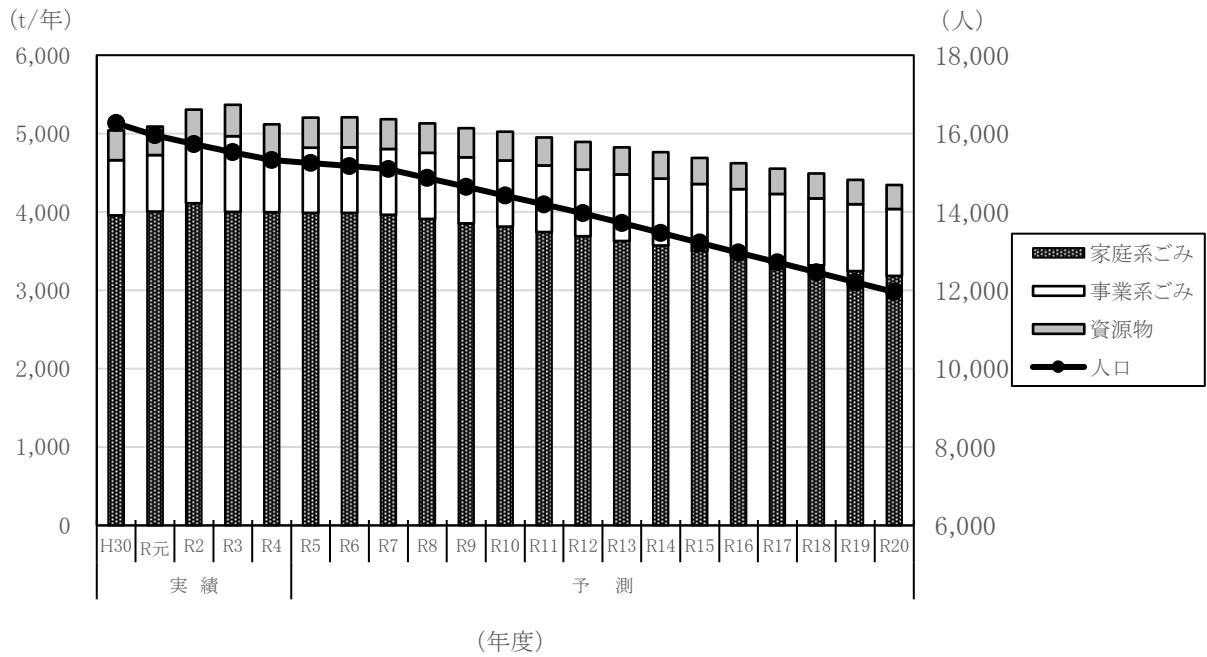


図 4-1 将来ごみ量（現況推移）

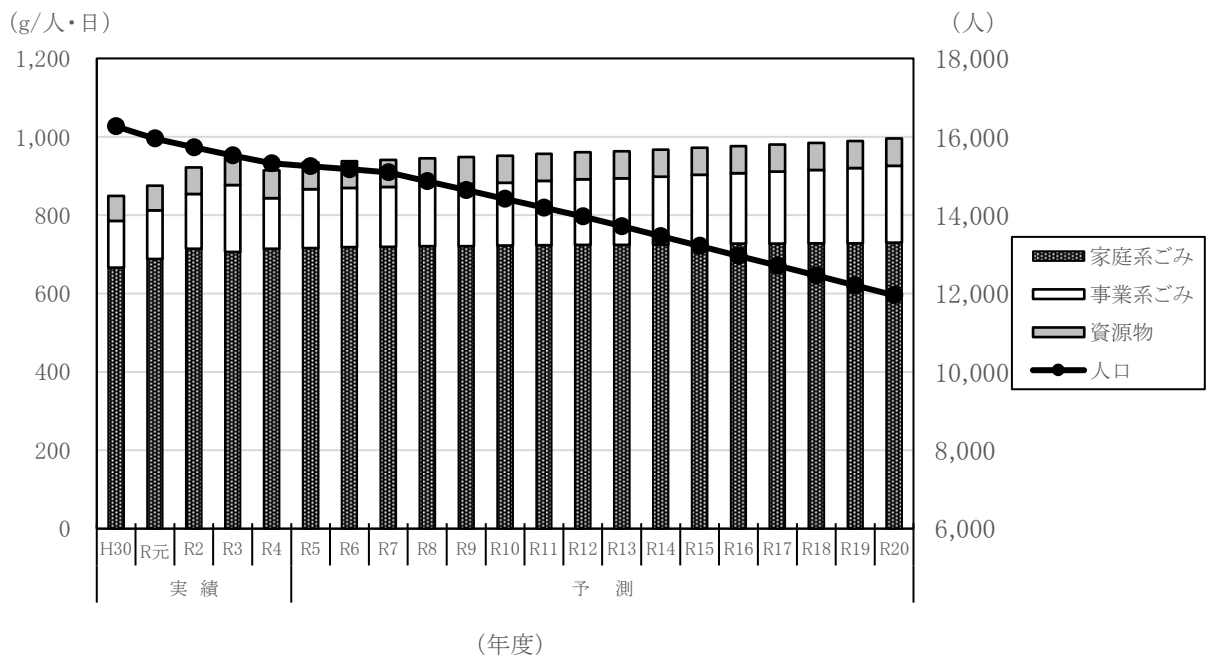


図 4-2 将来ごみ量（1人1日当たり排出量）（現況推移）

第2節 関係法令等と現況推移との比較

関係法令等で定められている目標値と本町の将来ごみ量（現況推移）との比較を表 4-2 に示します。

表 4-2 関係法令で定められている目標値と本町の将来ごみ量（現況推移）との比較（1/2）

区分	国	
	①廃棄物処理法基本方針(R5.6.30)	②第四次循環型社会形成推進基本計画(H30.6)
1.排出量	排出量	1人1日当たりのごみ排出量 (総量)
	H24→R7 約16%削減	R7 850g/人・日
	H24:5,084t/年→現況推移 R7:5,184t/年 (2.0%増加) 現況推移から 18.0%(約 915t/年) 削減が必要	現況推移 R7:941g/人・日 ・現況推移から 91g/人・日 削減が必要
	<参考> 1人1日当たりのごみ排出量 H24:795g/人・日→R7:941g/人・日 (18.4%増加)	
2.家庭系ごみ 排出量	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源を除く)	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源を除く)
	R7 440g/人・日	R7 440g/人・日
	現況推移 R7:719g/人・日 現況推移から 279g/人・日 削減が必要	現況推移 R7:719g/人・日 ・現況推移から 279g/人・日 削減が必要
3.事業系ごみ 排出量		
4.ごみの 総資源化 (溶融スラグ 含む)	再生利用量	
	R9 約28%	
	現況推移 R7:17.0% 現況推移から 11.0% 増加が必要	
5.最終処分量	最終処分量	
	H24→R7 約31%削減	
	H24:417.00t/年→R7:313.53t/年 (24.9%削減) 現況推移から 6.2%(25.85t) 削減が必要	

表 4-2 関係法令で定められている目標値と本町の将来ごみ量（現況推移）との比較（2/2）

区分	県	組合
	③第5次茨城県廃棄物処理計画 (R3)	④龍ヶ崎市・利根町・河内町 地域循環型社会形成推進地域計画 第2期(H30.11)＜参考＞
1.排出量	1人1日当たりのごみ排出量	排出量
	R7 976g/人・日	R6 4,388t
	現況推移 R7:941g/人・日 現況推移から 目標達成	現況推移 R6:5,208.53t ・現況推移から 820.53t 削減が必要
2.家庭系ごみ 排出量		総排出量 (資源を除く)
		R6 3,803t
		現況推移 R6:3,987.04t ・現況推移から 184.04t 削減が必要
		年間1人当たりの家庭系ごみ 排出量(資源を除く)
		R6 230kg/人 現況推移 R6:262.88kg/人 ・現況推移から 32.88t 削減が必要
3.事業系ごみ 排出量		総排出量
		R6 585t
		現況推移 R6:837.88t ・現況推移から 252.88t 削減が必要
4.ごみの総資源化 (溶融スラグ含む)	再生利用率	総資源化量
	R7 20%以上	R6 769t
	現況推移 R7:17.1% 現況推移から 2.9% 上昇が必要	現況推移 R6:889.46t ・現況推移から 目標達成 ＜参考＞ 現況推移 R6 再生利用率 17.1%
5.最終処分量	最終処分量	埋立最終処分量
	R7 8万t	R6 220t
	茨城県全体の目標のため比較不能	現況推移 R6:315.19t ・現況推移から 95.19t 削減が必要

第5章 ごみ処理の基本理念と基本方針

第1節 ごみ処理の基本理念

令和元年度（2019年度）に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による社会情勢の変化により、私たちのライフスタイルも大きく様変わりしてきている中で、3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の資源生産性を高める取組を一層強化することが求められています。また、世界では地球環境保護に向けて、平成27年（2015年）に持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられ、持続可能な社会に向けて大きく動き出しています。

このような状況の中で、本町では、資源物の回収や事業系一般廃棄物の減量化対策など、各種リサイクル事業を展開し、ごみの減量化に努めてきましたが、ごみ総排出量の減少は鈍化傾向にあり、各種取組を更に推進していく必要があります。

本計画では、これまでの基本目標を引き継ぎつつ、新たに4R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）を推進し、持続可能な社会の構築にむけて、町民・事業者が相互に協力・連携しながら、本町の豊かな環境を守り、快適で住みよい生活環境を次世代につなぐことを目指して、基本理念を以下のとおり定めます。

環境にやさしい脱炭素社会・資源循環型社会を目指して

【コラム：4R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）】

3Rに1R（リフューズ）を加えたものを4Rといいます。

・ **リデュース（Reduce）：発生抑制**

不必要な物は買わない、物を大切に使うなど、ごみを減らすこと。

・ **リユース（Reuse）：再使用**

いらなくなった物を譲り合うなど、使えるものは繰り返し使うこと。

・ **リサイクル（Recycle）：再生利用**

ごみを正しく分別して、資源として再生利用すること。

・ **リフューズ（Refuse）：買わない。断る。**

不要なものやごみになるものを受け取らない、拒否することでそもそも発生させないこと。

第2節 ごみ処理の基本方針

本計画では、ごみ処理の基本方針を次の通り定めます。

1. ごみ発生量の抑制を促す仕組みづくり

これまで、意識啓発などを通じて、品目・製品それぞれのライフサイクルにおいて発生する環境負荷が大きいものは、できるだけ生産・消費しないことなど、ごみの発生抑制（リデュース）を促す取組に努めてきました。しかし、持続可能な社会を構築していくためには、環境負荷の低減と資源の有効活用の観点から、ごみの発生段階に着目し、ごみの発生抑制・減量化が最優先の課題となります。

令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標として、17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）からなる持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられ、ごみに関するゴール（目標）としては、ゴール12「つくる責任 つかう責任」において、食品ロスの削減や3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））による廃棄物の削減が掲げられています。

また、国内では、令和元年（2019年）10月1日に食品ロスの削減の推進に関する法律、令和4年（2022年）4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、今後は更なるごみ発生の抑制を促す仕組みづくりが重要となることから、更なるごみの発生抑制（リデュース）を促す取組を進めていきます。

2. 持続可能な社会の構築

持続可能な社会を構築するためには、循環型社会・脱炭素社会の構築を目指し、町民・事業者・行政が協働してごみ処理システムを構築する必要があります。システム構築のためには、排出抑制を最重要の施策として、ごみのリデュースに努めたうえで、リユース、リサイクル、リフューズ（ごみの発生回避）を推進し、処理しなければならない中間処理量および最終処分量の削減に努めます。また、再使用、再生利用といった廃棄物の資源循環を進めるにあたっては、資源循環を行う際に必要とするエネルギーや排出される二酸化炭素の量等にも考慮し、環境低負荷型の資源循環システムの構築に努めます。

3. 安定かつ適正な処理体制の確保

“ごみ”として処理せざるを得ないものについては、引き続き、積極的な熱回収（サーマル・リサイクル）を行うとともに、安全かつ適正な中間処理・最終処分に努めます。現在、組合の焼却施設では、余熱を利用した発電、給湯、冷暖房機器を設置し、工場内で活用し、今後も、積極的な熱回収およびエネルギーの有効活用に努めていきます。

また、ごみ処理施設の運転や維持管理については、ライフサイクルコストに配慮しながら、計画的かつ適切な維持管理計画のもと運営していきます。

なお、現在の組合のごみ処理施設は令和 13 年度（2031 年度）末までの運用予定であり、最終処分場は令和 16 年度（2034 年度）末に埋立終了する予定となっています。したがって、それ以降のごみ処理・処分の体制について、近隣市町村との提携や茨城県の広域化計画を踏まえた広域処理等について検討を進め、安定かつ適正な処理体制を確保していくことが最優先の課題となります。

そのため、財政状況及びごみ処理業務の現状等について検討した結果に基づき抽出された事項について、財政効果だけではなく、持続可能な社会の構築、住民サービスの向上等を含め、多角的に検証・検討を行っていきます。また、現在ごみとして処理しているもののうち資源化の取組が可能なごみの種類を抽出し、メタン発酵、堆肥化、飼料化などの廃棄物系バイオマスの導入についても、社会的・技術的・経済的状況を考慮しながら、調査、検討を進めていきます。

【コラム：持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）】

2030 年までに、持続可能でよりよい世界を目指すための、国際社会共通の目標です。17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（具体目標）から構成されています。



【コラム】脱炭素社会

パリ協定が定める長期目標（産業革命以後の世界の平均気温上昇を 2℃以下に抑える）を受け、日本は令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする（カーボンニュートラル）ことを目指すと宣言しました。

【コラム】カーボンリサイクル

排出される CO₂ を炭素資源ととらえ、これを分離・回収し、鉱物化によりコンクリート等、人工光合成等により化学品、メタネーション等により燃料へ再利用し、大気中の CO₂ 排出を抑制する技術です。

現在日本では、CO₂ を他の気体から分離して集め、地中深くに貯留・圧入する「CCS」技術と、分離・貯留した CO₂ を利用する「CCUS」技術の開発・研究が進められています。

第3節 数値目標

ごみ処理の基本方針に基づく施策の目標を明確にするため、達成すべき数値目標を設定します。

**ごみ総排出量
の削減目標**

**資源化率の
目標**

**最終処分量の
削減目標**

目標を設定するにあたっては、本町のごみ処理の現状や課題を踏まえ、第4章に示した国および茨城県が掲げている減量・資源化目標を考慮して設定します。

なお、本計画の計画目標年次は令和20年度（2038年度）ですが、数値目標は、廃棄物の処理を取り巻く環境の変化や概ね5年後ごとの本計画の見直し時期を考慮し、令和10年度（2028年度）を短期目標年度、令和15年度（2033年度）を中期目標年度、令和20年度（2038年度）を達成目標年度とします。

また、目標は適宜見直しを行っていきます。

〈数値目標達成年度〉

短期目標：令和10年度

中期目標：令和15年度

達成目標：令和20年度

1. ごみ総排出量の削減目標

国においては、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年（2018 年）6 月）において、「1 人 1 日当たりのごみ総排出量を令和 7 年度（2025 年度）に 850g/人・日の目標を設定しており、令和 3 年度（2021 年度）実績は 890g/人・日（前年度 901g/人・日から 1.2%（11g/人・日）減少）となっています。

県においては、第 5 次茨城県廃棄物処理計画（令和 3 年度（2021 年度））の各施策の効果等の評価における要因分析、各主体の取組の進捗状況等を把握するための補助指標として令和 7 年度（2025 年度）976g/人・日を設定しています。

これら国や県の目標や指標を踏まえた上で、本町および組合の現状を考慮し、本計画では、以下の 1 人 1 日当たり排出量の目標を設定します。

◎目標

1 人 1 日当たり排出量を、

短期目標：令和 10 年度までに約 920g

中期目標：令和 15 年度までに約 910g

達成目標：令和 20 年度までに約 900g

の達成を目指します。

上記目標値の内訳および考え方は以下のとおりです。

家庭系ごみ（資源物を除く）は、令和 4 年度（2022 年度）実績の 1 人 1 日当たり 714g から令和 10 年度（2028 年度）に 685g、令和 15 年度（2033 年度）に 651g、令和 20 年度（2038 年度）に 617g まで削減することを目標とします。

事業系ごみは、事業所数や業態、社会経済情勢等の多くの要因に影響されるため、予測が困難ですが、将来人口の減少を考慮し、従業員数及び事業所数についても、ある程度減少すると考え、事業所数の減少分を事業系ごみ全体の削減量と見込み令和 20 年度（2038 年度）までに 66.5 t 削減（令和 4 年度実績に対して約 11%）することを目標とします。

資源物は、令和 4 年度（2022 年度）実績の 1 人 1 日当たり 71g から、令和 10 年度（2028 年度）に 92g、令和 15 年度（2033 年度）に 114g、令和 20 年度（2038 年度）には 137g まで増加することを目標とします。

2. 資源化率の目標

県においては、第5次茨城県廃棄物処理計画（令和3年度（2021年度））の各施策の効果等の評価における要因分析、各主体の取組の進捗状況等の把握のための補助指標として令和7年度（2025年度）に20%以上を設定しています。

本町および組合では、資源物の分別を推進しており、さらにリサイクル施設において資源物を選別、回収する等の処理体制を整えています。このような現状を考慮し、本計画では、以下の資源化率の目標を設定します。

◎目標

総資源化率を、

短期目標：令和10年度までに19%以上

中期目標：令和15年度までに21%以上

達成目標：令和20年度までに23%以上

の達成を目指します。

3. 最終処分量の削減目標

県においては、第5次茨城県廃棄物処理計画（令和3年度（2021年度））の各施策の効果等の評価における要因分析、各主体の取組の進捗状況等の把握のための補助指標として平成30年度（2018年度）の8万4千トンを基準年度として、令和7年度（2025年度）に8万トンを設定しています。

組合では、焼却残渣の熔融処理を行って減容化し、覆土材として利用しているため、最終処分量の削減には、ごみ排出量そのものを減らす必要があります。

本町および組合の現状を考慮して、本計画では、以下の目標を設定します。

◎目標

最終処分量を令和4年度実績に対して、

短期目標：令和10年度までに1%以上

中期目標：令和15年度までに9%以上

達成目標：令和20年度までに17%以上

の削減を目指します。

第4節 将来ごみ量

数値目標を達成した場合の将来ごみ量は、表 5-2、図 5-1、図 5-2 のように推計されます。

1. 家庭系ごみ

家庭系ごみの削減については、表 5-1 に示す基本的施策による削減及び資源化項目を設定しています。また、数値目標を考慮した将来ごみ量の推計では、龍ヶ崎市で実施しているごみ質調査分析の結果や、令和 4 年度（2022 年度）に実施した町民アンケート調査結果の値等から設定しています。

表 5-1 家庭系ごみの基本的施策

削減・資源化項目	施策項目
【発生抑制】食品ロスの削減	家庭内食べ切り
【発生抑制】生ごみの減量	生ごみ水切り
【資源化】紙の資源化	紙の分別精度
【資源化】プラスチック類の資源化	プラスチック類の分別精度

2. 事業系ごみ

事業系ごみの削減量は、第 2 期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年度（2020 年度））に基づき、将来人口の減少に伴い、従業員数や事業所数が減少すると想定しています。

表 5-2 将来ごみ量（数値目標考慮）

区分			実績			予測		
			R2年度	R3年度	R4年度	R10年度	R15年度	R20年度
計画収集人口 (人)			15,732	15,525	15,323	14,415	13,211	11,955
家庭系ごみ	収集ごみ	もえるごみ (t/年)	3,595.45	3,535.35	3,548.03	3,180.52	2,744.98	2,334.91
		もえないごみ (t/年)	231.86	213.66	190.95	196.71	180.26	163.33
		資源物 (t/年)	390.16	399.93	399.12	483.73	550.60	595.96
		粗大ごみ (t/年)	180.06	155.39	141.15	142.37	130.46	118.21
		合計 (t/年)	4,397.53	4,304.33	4,279.25	4,003.33	3,606.30	3,212.41
	直接搬入ごみ	もえるごみ (t/年)	86.92	80.21	105.99	70.55	60.89	51.79
		もえないごみ (t/年)	13.66	14.48	8.23	13.12	13.23	13.29
		資源物 (t/年)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		粗大ごみ (t/年)	1.25	0.00	0.00	8.29	8.36	8.40
		合計 (t/年)	101.83	94.69	114.22	91.96	82.48	73.48
	合計 (t/年)		4,499.36	4,399.02	4,393.47	4,095.29	3,688.78	3,285.89
事業系ごみ	もえるごみ (t/年)	794.76	943.99	695.35	766.91	706.87	641.52	
	もえないごみ (t/年)	9.13	21.49	27.26	16.42	15.14	13.74	
	粗大ごみ (t/年)	1.24	4.11	1.20	2.44	2.25	2.04	
	合計 (t/年)	805.13	969.59	723.81	785.77	724.25	657.30	
ごみ総排出量 (t/年)			5,304.49	5,368.61	5,117.28	4,881.06	4,413.03	3,943.19
1人1日当たり排出量 (g/人・日)			921	947	915	925	915	904
家庭系ごみ(資源除く)※ (g/人・日)			714	706	714	685	651	616
事業系ごみ (g/人・日)			140	171	129	149	150	151
資源物 (g/人・日)			68	71	71	92	114	137

※ 資源物を除く家庭系ごみの1人1日当たり排出量

※ R元年度以前の実績はp.24,25に記載

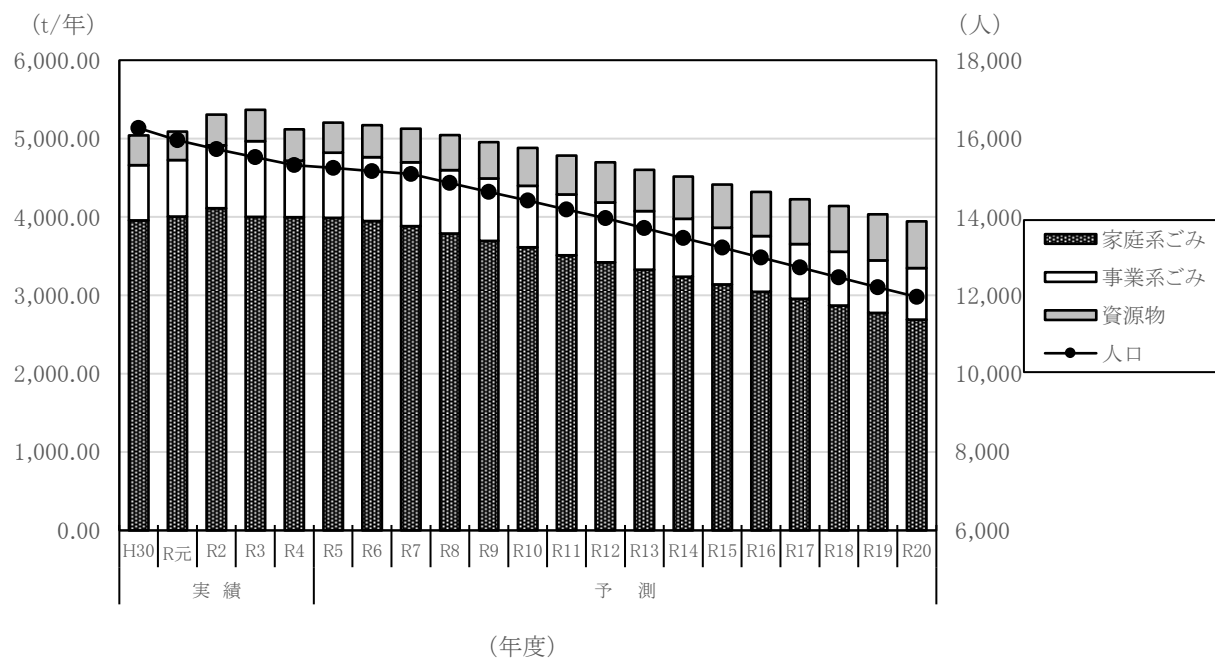


図 5-1 将来ごみ量 (数値目標考慮)

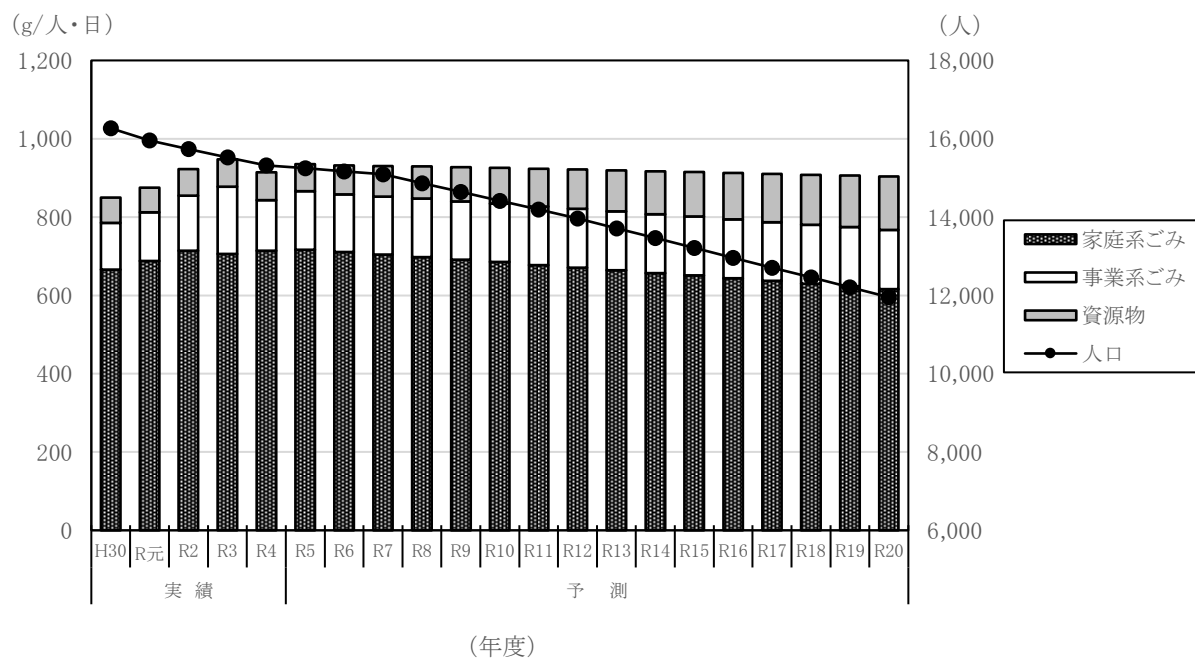


図 5-2 将来ごみ量 (1人1日当たり排出量) (数値目標考慮)

第6章 ごみ処理基本計画

第1節 排出抑制計画

1. 排出抑制の目標

町民、事業者、行政が一体となって、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・ごみの発生回避（リフューズ）に取り組み、ごみ総排出量を減らすことを目標とします。

町民・事業者の環境に対する理解と認識を深め、ごみの排出抑制だけでなく、ペーパーレス化や、エコバックの持ち歩き習慣等のごみの発生そのものを減らすライフスタイルの構築を目指します。

2. 排出抑制に向けた取組

ごみの排出抑制に向けては、町民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を担い、相互に協力、連携して、それぞれが積極的に取り組む必要があります。

◆行政による取組◆

(1) ごみの発生抑制・排出抑制に向けた指導・啓発活動

町民・事業者との協働を基本に、効果的なごみの発生抑制・排出抑制に向けた啓発活動を継続的に行います。

1) 町民に対する啓発事業の推進

以下の啓発事業を継続的かつ積極的に行い、町民による自発的努力を促します。

- ① リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）、リフューズ（Refuse）の4Rの啓発を行います。
- ② 環境への負荷が小さい「循環型社会」の形成について、継続的・体系的に学習する機会と場所を提供し、年代にあった啓発事業を行って循環型社会を目指したライフスタイル・ビジネススタイルへ転換する意識への変換を図ります。
- ③ 広報紙やホームページ等により、本町のごみ処理の状況やごみの減量、リサイクル、食品ロスについての情報提供の充実を図ります。また、ごみ分別アプリなど電子媒体による新たな情報提供について検討します。
- ④ 各家庭に配布される広報紙や回覧等により、町民が日常的に実行できる取組、工夫を紹介します。そこでは、分別制度の向上や可能な限り使い

捨てプラスチック製品を購入しないライフスタイルを実践していくための方法や食品ロスに関する啓発及び家庭における食品ロス削減方法についても紹介します。

- ⑤ 生ごみの水切りについて、より一層促進啓発を図るとともに、生ごみを資源化として有効活用を促進するために実施している本町の生ごみ処理機の貸し出し制度の情報提供の充実を図ります。
- ⑥ 施設見学会やイベントの開催、学習冊子の作成や体験学習により、ごみや環境問題への関心を育成します。
- ⑦ 小中学校と連携して、学習冊子の作成や体験学習を実施するなど、ごみや環境問題に対して児童の教育育成を図ります。
- ⑧ 環境に配慮した取組を積極的に行っている事業所（エコショップ等）を広報紙やホームページ等で紹介し、その活用を呼びかけます。
- ⑨ 近年増加している外国人居住者への対応として、複数ヶ国語対応のパンフレットの作成・配布について検討し、外国人にも理解しやすい取組の促進、情報発信等を図ります。
- ⑩ 空き家のごみ対策として、所有者に対して適切な管理及び整理を啓発するとともに、片付けごみの実態について把握するように努めます。

2) 事業者に対する指導・啓発事業の推進

- ① エコショップ認定制度の促進を図り、事業者に対して、ごみの減量化や資源化、環境に配慮した事業活動に積極的に取り組むことを求めています。
- ② 事業系ごみは、排出事業者が自らの責任において適正に処理することが原則であることから、事業者に対して、各種法令の遵守を指導、助言します。
- ③ 事業者に対して、事業者自身のごみに対する意識を高める指導、啓発を行います。

(2) 町民・事業者との協力体制の構築

町民・事業者・各種団体が主体となって行うごみの減量活動、リサイクル活動に協力し、支援していきます。

- ① 再利用を推進するため、フリーマーケットやバザー等の開催を協力、支援します。
- ② 食品廃棄物を削減していくため、フードバンクやフードドライブについて情報収集や情報交換、情報提供を図り、協働体制等に向けた検討を進め

ます。

- ③ 民間主体で行っている資源回収を推進するため、回収業者や回収場所等に関する情報提供を行います。
- ④ 町民・事業者・NP0 団体等に対して、学習の場や協働の機会等の情報提供を行います。
- ⑤ 地域の特性に応じた分別・減量活動が行える体制の構築に向けた検討を進めます。

(3) ごみの発生抑制・排出抑制を促す誘導策の検討・推進

1) 家庭系ごみの処理手数料の見直し

家庭系ごみの有料化は、ごみを多く出す人と少なく出す努力をしている人の費用負担に差をつけ、ごみ減量化への意識を高める効果があります。本町では、指定ごみ袋（大 20 円/枚、小 12 円/枚）、ステッカー（20 円/枚）の料金を徴収しており、既に有料化を実施しています。しかし、これらの料金は、ごみ袋、ステッカーそのものの代金として設定していたこともあり、町民によるごみの発生抑制・排出抑制を促すには至っていません。

ごみの発生抑制・排出抑制に加え、ごみ処理経費削減のためにも、指定ごみ袋料金の見直し、粗大ごみの戸別収集化等の具体的な方策について、将来的に検討します。

2) マイバッグ持参運動・レジ袋削減の更なる推進

商工会・町民団体等との連携・協力により、マイバッグ持参等の働きかけを行い、より一層のマイバッグ利用の推進を図ります。

3) 生ごみの減量化の推進

生ごみの水切りを呼びかけ、生ごみの排出減量を推進します。

(4) 行政によるごみの発生抑制・排出抑制の推進

本町は、率先してごみ発生抑制・排出抑制に努めます。

- ① 庁舎内で使用する備品等は、再生品、長期使用に耐えられる商品、資源として再生可能な商品を使用します。
- ② 公共施設で発生する紙やプラスチックごみ、敷地から排出される剪定枝などの木くず、電子機器など様々な品目の分別回収と資源について検討し、町民・事業者のモデルとなるよう努めます。
- ③ 備品等の搬入に際し、梱包材の使用抑制のため、事業者に対して過剰包装

の自粛、リターナブルコンテナ等の活用を求めます。

- ④ 事務経費等の削減、事務手続きの簡素化・効率化を図ることによって、ごみの発生そのものを抑制します。
- ⑤ 公共施設において、再生品や環境への負荷が少ない製品の使用に努めます。

1) 新たな分別品目の検討

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、令和元年（2019 年）3 月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。また、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。これらの戦略に基づき、新たなリサイクル法の施行や社会システムの整備が推進されています。したがって、こうした国の動向を踏まえ、本町においても柔軟に対応できるよう情報収集や処理体制の構築を図ります。

2) 食品ロス削減推進法の制定

SDGs において食品ロスが取り上げられたことや、食品ロス削減推進法の制定により、国際的に食品ロスに対する関心が高まっています。(1) に記載の通り、家庭における食品ロス削減方法に対する啓発活動について検討します。

◆町民による取組◆

町民は、ごみの減量や再生利用、適切な処理に関して、町の施策に協力する責務があります。

以下に示す排出抑制に向けた具体的な取組について、町民は継続して実践することが重要です。一方、本町は、町民による積極的な取組が行われるよう啓発していく必要があります。

(1) ごみの発生抑制に配慮した消費行動

買い物等の際には、環境に配慮した製品やサービスを選択することを心がけ、計画的に購入するなど、ごみの発生そのものを抑制するため「ごみになるものを買わない」ことを意識します。

- ① 計画的に買い物を行い、極力無駄なものを購入しません。
- ② 使い捨て商品の購入を控えます。
- ③ 詰め替え商品を選択します。
- ④ バラ売り販売を選択します。
- ⑤ 買い物袋やバスケット等を持参し、ごみとなるレジ袋の削減に努めます。

- ⑥ 過剰包装は断ります。
- ⑦ 長寿命製品や再生利用しやすい素材を用いた製品を選択します。
- ⑧ リターナブル容器やリユース容器を優先して選択します。
- ⑨ 使用頻度等を考慮して、レンタルやリースを活用します。
- ⑩ エコショップなど、環境配慮に積極的に取り組むお店や事業所等を優先して利用するよう心がけます。

(2) 再使用の取組

- ① フリーマーケットやバザー、リサイクルショップ等を活用し、使用可能な不用品の再使用に努めます。
- ② 修理可能なものは、修理して長期間使用します。
- ③ チラシの裏面を活用するなど、可能な限りものを無駄にしないよう心がけます。

(3) 家庭での再生利用による排出抑制の促進

- ① 生ごみ処理容器や電気式生ごみ処理機を活用して、生ごみを堆肥化し、家庭菜園やガーデニングに利用するなど、有効利用に努めます。

◆事業者による取組◆

事業者は、事業活動に伴って生じるごみの発生抑制・排出抑制・再生利用等により、その減量に努めるとともに、ごみの減量や再生利用、適切な処理の確保等に関して本町の施策に協力する責務があります。

以下に示す事業者による具体的な取組が積極的に行われるよう、本町は事業者に働きかけていく必要があります。

(1) 環境に配慮した事業活動の実施

事業者は、拡大生産者責任^{※1}を踏まえて、消費者によるごみの発生抑制に寄与できる製品・サービスを提供するなど、事業活動において常に環境への配慮に努めます。

- ① 使い捨て商品の開発・製造・販売を自粛します。
- ② 詰め替え商品の製造・販売を促進します。
- ③ バラ売り販売を促進します。
- ④ ライフサイクルアセスメント^{※2}を踏まえるとともに、長寿命な製品、再生利用が容易な製品を開発・製造します。
- ⑤ リターナブル容器やリユース容器の販売を促進します。

- ⑥ 環境に配慮した製品・サービスの品揃えや展示方法を工夫します。
- ⑦ 再生資源、再生品を積極的に利用します。
- ⑧ 資源化が可能なものについて、店頭回収に努めます。
- ⑨ 不用品の回収・再生利用の体制や、買い換え時の引き取り、故障時の修理体制等を充実させます。
- ⑩ エコショップ等の認定登録や ISO14001 の認証等を取得して、環境配慮に努めます。

※1 拡大生産者責任：生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方

※2 ライフサイクルアセスメント：製品・サービスのライフサイクル全体（資源採取から廃棄・リサイクルまで）又はその特定段階における環境負荷を定量的に評価する手法

(2) 事業所におけるごみの発生抑制・排出抑制の促進

事業者は、事業活動に伴って生じるごみの発生抑制、排出抑制に努めるとともに、適正な自己処理を促進します。

- ① 過剰包装、梱包材の使用抑制のため、リターナブルコンテナの利用を促進します。
- ② 食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物の減量化、資源化を促進します。
- ③ オフィスペーパー等紙類の排出抑制と資源化を促進します。
- ④ 排出抑制や資源化等に関して、商工会等の事業者団体を通じた情報交換、情報収集に努めます。
- ⑤ 減量化計画書を策定するなど、自らのごみの排出状況を認識して、減量目標を立てるなど、ごみに対する意識を高めます。

第2節 資源化計画

1. 目標

令和4年度（2022年度）現在の本町の資源化率は約19.0%（スラグ含む）であり、国の19.9%（令和3年度（2021年度）実績）に比べて同等程度です。

組合のごみ処理施設は、平成11年（1999年）の竣工以来、24年が経過していることから、平成24年度（2012年度）長寿命化計画を策定し、平成26年度（2014年度）から平成28年度（2016年度）にかけて基幹的設備改良工事を実施して、令和13年度（2031年度）までを目標に延命化を図っています。一方で、茨城県の広域化計画等の検討も進められています。

そのため、本計画では、令和13年度（2031年度）までは、ごみ処理施設の根幹に係るシステムについては現行のごみ処理体制を継続することを前提とし、分

別排出の徹底、強化に努めます。令和 13 年度（2031 年度）以降については、新たなごみ処理体制等について、総合的に検討を進め、現在ごみとして処理しているもののうち資源化できる新たな方策を検討、促進し、新体制を構築し、資源化率の向上を目指します。

2. 資源化促進のための取組

◆行政による資源化の推進◆

環境負荷および費用対効果等を考慮したうえで、分別・収集・処理システムを構築し、組合または本町による資源化を推進します。

(1) 資源化品目の検証

資源化を適正に推進するため、環境負荷および費用対効果を踏まえて、資源化品目について検討します。リサイクル法ルートによる処理を原則としつつ、古紙や金属等、有価で売却可能な資源品からの収入確保に努めます。また、売却後の有効利用方法について、情報収集に努めるとともに、町民に対して情報を公開します。

(2) 新たな資源化システムの検討

令和 13 年度（2031 年度）以降の新たなごみ処理体制の構築に向けて、現在のごみ処理システムに加えて取り組むことができる新たな資源化の方策を引き続き検討します。これまで検討してきた廃食用油の資源化だけでなく、生ごみ等の食品廃棄物、剪定枝等、下水汚泥、農業残渣といったバイオマス資源の利用についても具体的な検討を進めていくこととします。

1) 生ごみ・剪定枝等資源化の検討

生ごみ、剪定枝等について、堆肥化等の資源化の実施を検討します。生ごみ等の分別方法、収集方法、堆肥等製品の品質、本町内における利用先の確保等について、費用対効果も含めて検討し、地産地消に向けた本町にふさわしいリサイクルシステムの構築を目指します。

2) 廃棄物系バイオマス利活用の検討

現在ごみとして処理しているもののうち資源化の取組が可能な品目として、生ごみ、下水汚泥、農業残渣等があります。これらの処理技術としては、メタン発酵、堆肥化、飼料化などがあります。

しかし、これらを分別して資源化する場合、排出段階での分別の徹底、異物・

汚れの除去、品質基準の適合、利用先の安定確保などや資源化に必要となる施設の整備が必要となります。さらに、全町を対象とすると、現行のごみ処理収集運搬等に与える影響等についても考慮する必要があります。

したがって、廃棄物系バイオマスの資源化については、令和 13 年度（2031 年度）以降の新たなごみ処理体制構築に向けた取組として調査・検討を進めます。

3) その他の資源化の検討

生ごみや剪定枝以外にも、現在ごみとして処理しているもののうち資源化の取組が可能な品目として、廃食用油やプラスチック製容器包装があります。

このうち、廃食用油については、現在、年 2 回家庭廃食用油を回収し、また、学校給食室からの廃食用油を回収して、牛久市環境政策課に引き渡し、BDF（バイオディーゼル燃料）にすることで資源化を行っています。今後も引き続き、廃食用油の資源化を推進していきます。

プラスチック製容器包装については、「くりーんプラザ・龍」の焼却施設はプラスチック類を焼却することができる施設であり、余熱を利用して発電するなど、積極的に熱回収を行っています。しかし、今後はプラスチックごみを、資源ごみとしてリサイクルしていくことが求められることから、プラスチックごみの回収、処理方法等について検討します。なお、令和 5 年（2023 年）11 月にサントリーと「ボトル to ボトル」水平リサイクル事業に関する協定を締結し、家庭から排出される使用済みペットボトルの水平リサイクルを令和 6 年（2024 年）4 月から開始します。

また、小型電子機器類の中に含まれている希少金属（レアメタル）等の資源について、リサイクルシステムの構築に向けた取組を推進していきます。

(3) 町民・事業者への分別排出の協力要請

1) 町民に対する分別排出への協力の要請

決められた排出区分への分別の徹底を図るよう分別排出への協力を求めます。特に、資源物をもえるごみやもえないごみに混入しないよう分別の協力を呼びかけます。

2) 事業者に対する分別排出への協力要請

資源化が十分ではない事業系ごみの分別排出、資源化を推進するため、事業者および収集運搬許可業者に対する排出への協力を呼びかけ、排出責任の意識の向上を図ります。

3) 事業系ごみのリサイクル体制の整備・支援

事業所から分別排出された資源物について、各種リサイクル法に則った、民間事業者による適正な資源化を推進するため、リサイクル体制の整備を支援するとともに、必要な情報提供を行います。

◆町民による資源化の推進◆

町民は、資源化促進のため、決められた排出区分への分別を徹底します。

さらに、地区における資源物回収への参加、資源物の店頭回収の利用等、資源化への取組を積極的に行います。

◆事業者による資源化の推進◆

家庭系ごみ同様、決められた排出区分への分別の徹底を図ります。排出事業者だけではなく、収集運搬許可業者も、分別徹底の意識を高めます。

また、生ごみや廃食用油等の食品リサイクルシステムや、容器包装廃棄物等のリサイクルシステムなど、事業者自身によるリサイクルシステムの構築を推進します。

第3節 収集運搬計画

1. 目標

町民の良好な生活環境を維持し、中間処理施設等の安定稼働と十分な機能を発揮するため、合理的で持続性があり、また、ごみ排出量やごみを取り巻く環境等の変化に配慮した収集運搬体制を確立することを目標とします。

2. 分別収集方法

(1) 収集区域

計画収集区域は、本町全域とします。

(2) 分別区分と収集方法

分別区分、収集方法については、当面、現行の表 6-1 を基本としますが、粗大ごみについては、戸別収集方式への変更を検討していきます。

表 6-1 分別区分と収集方法

分別区分		収集方式	収集回数
もえるごみ		ごみ集積所	週 2 回
もえないごみ			月 2～3 回
粗大ごみ			月 2 回
資源物	紙類(ダンボール、新聞(広告含む)、紙パック、雑紙・雑誌)		月 2 回
	衣類		
	食品用白色トレイ		
	ペットボトル		
	空き缶		
	乾電池	月 1 回	
ビン			
小型家電リサイクル		役場	随時

3. 施策内容

(1) 効率的で環境に配慮した収集運搬体制の確立

安定した収集運搬業務に配慮しながら、収集運搬体制の効率化を図ります。

1) 収集運搬業務の効率化

町民の意見、要望等を配慮しつつ、収集運搬業務の効率化を図るため、収集頻度やごみ集積所の場所等、収集方法の見直しを適宜行うとともに、令和 13 年度(2031 年度)以降の新たなごみ処理体制の構築に向けた新たな資源化の方

策を考慮して検討します。

また、粗大ごみについては、将来的に予約制による戸別収集への変更を検討していきます。

2) 収集車両による環境負荷の低減化

収集車両による周辺環境への負荷を低減するため、効率的な収集ルートや収集車両の適切な維持管理を行います。

(2) 排出モラルの向上

排出モラルの向上を図るため、違反ごみ出しに対する分別指導の強化を図ります。

- ① 転入手続き時の際に、転入者に対し「ごみと資源物の出し方」を配布します。
- ② 違反ごみが改善されない時には、警告シールの活用や直接個別訪問指導を行います。
- ③ イベントの参加、ごみ・資源物分別の手引き、外国人向けのパンフレットの作成・配布により、排出者意識の向上に向けた啓発活動を実施します。

(3) 高齢化社会への対応

高齢化社会が進むにつれて、ごみ集積所や資源物回収ステーションへのごみ出しに困難が生じることが予想されます。現在、高齢者や障害者等に対して、ごみ・資源物の訪問収集を行う「利根町家庭ごみ思いやり訪問収集※」を実施しており、制度の啓発に努めます。

※「利根町家庭ごみ思いやり訪問収集」の申請条件

- (1) 介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護 1 以上で、65 歳以上の 1 人暮らしの高齢者
- (2) 身体障害者手帳を有し、2 級以上の等級に認定された肢体不自由または視覚障害のある 1 人暮らしの障害者
- (3) (1)、(2) で掲げる高齢者及び障害者のみで構成される世帯

出典：「利根町家庭ごみ思いやり訪問収集 実施の手引き」

第4節 中間処理計画

1. 目標

中間処理について、本計画では、令和 13 年度（2031 年度）まではごみ処理の根幹に係るシステムについては現行のごみ処理体制を継続することを前提とし、本町だけではなく共同処理を行っている組合全体として、循環型処理システムの構築をめざし、ごみ処理および資源化を安定的に行い、適正かつ安全で、環境への負荷を低減した処理体制を確保します。

また、令和 13 年度（2031 年度）以降については、新たなごみ処理体制等について、総合的に検討を進め、廃棄物系バイオマスの利活用について検討を進めながら、適正かつ安全で、環境への負荷を低減した処理体制を構築します。

2. 中間処理方法

本町のごみは、今後も引き続き令和 13 年度（2031 年度）までは、組合のごみ処理施設である「クリーンプラザ・龍（焼却処理施設、リサイクル施設）」において、龍ケ崎市、河内町と共同処理を行います。

令和 13 年度（2031 年度）以降の中間処理方法については、茨城県の広域化計画等も踏まえ、組合、龍ケ崎市、河内町と検討を進めていきます。

3. 施策内容

(1) 適正な中間処理の実施

「クリーンプラザ・龍」における安定処理の確保のため、龍ケ崎市、河内町と調整を図りながら、組合による施設の計画的な運営管理を進めていきます。

1) 焼却処理施設

令和 13 年度（2031 年度）までについては、焼却処理施設では、適正な処理を行うとともに熱回収に努め、設備の定期補修や点検整備等を計画的に実施しています。今後も引き続き、適正な処理、積極的な熱回収、適正な維持管理を行います。

また、今後、稼働年数が増し、設備の老朽化に伴い、大規模改修工事等が見込まれ、多くの費用が必要となってきます。施設の耐用年数、ごみ量やごみ質の変化、財政状況等を総合的に考慮しながら、計画的に維持補修等を行い、施設の長期利用に配慮した運営管理を行います。

2) リサイクル施設

リサイクル施設についても、令和 13 年度（2031 年度）までは、引き続き、適正処理、積極的な資源回収、計画的な運営管理を行います。

また、プラザ棟における環境学習ホールの整備や各種講座の開催など、啓発活動に努めます。

(2) 維持管理の効率化の検討

ごみの適正処理等に関して町民から多様な要望を受ける一方、これまで以上に経費節減が必要となっています。施設維持管理費の削減や施設運営の効率化について、最適な方法を検討します。

(3) 環境配慮と適切な情報公開

環境基準の遵守やダイオキシン類対策等、環境対策には万全の配慮を期していますが、今後も継続してモニタリングを実施して安全性を確認していきます。環境情報については、適切に情報公開を行います。

(4) 新たなごみ処理技術の対応

現在、ごみの処理・処分に対して、再生利用や環境に負荷をかけない適正な処理を重視した新たな技術開発が進められています。それらの新たなごみ処理に関わる技術開発について、情報の収集と調査・研究を進めます。

(5) 新たな中間処理体制および施設の検討

現在、ごみの処理・処分に対して、再生利用や環境に負荷をかけない適正な処理が求められています。それらの新たなごみ処理に関する技術開発について、情報の収集調査・研究を進め、令和 13 年度（2031 年度）以降の新たなごみ処理体制について、組合、龍ヶ崎市、河内町との調整を図りながら、廃棄物系バイオマスの利活用についても検討を行い、適正かつ安全で環境への負荷を低減した中間処理施設の計画・整備を進めます。

第5節 最終処分計画

1. 目標

排出段階および中間処理段階で、最終処分量の減量化・減容化に努め、安全かつ衛生的な埋立処分を行います。

2. 最終処分方法

今後も引き続き、「くりーんプラザ・龍」の焼却施設およびリサイクル施設から処理後に発生する溶融スラグ、ダスト固化物、不燃物残渣について、「くりーんプラザ・龍」内の最終処分場で埋立処分を行います。

令和 13 年度（2031 年度）以降については、新たなごみ処理体制や中間処理施設の計画、整備に向けた検討において、最終処分方法についても検討します。

3. 施策内容

(1) 最終処分量の削減

最終処分場は、平成 11 年（1999 年）に供用開始し、令和 4 年度（2022 年度）末時点の埋立の進捗率は 8 割弱で、埋立終了までにはまだ年数があると予想されます。しかし、新たな最終処分場の確保は全国的にも困難な状況が続いており、施設の有効利用の観点からも、現在の最終処分場を極力長期間使用することが重要です。

ごみの排出抑制やリサイクルの推進、中間処理段階における減量化・減容化によって、最終処分量の減量を図り、最終処分場の延命化に努めます。

(2) 最終処分場の適正管理

埋立に際しては周辺環境に十分配慮し、施設の適正な維持管理を行います。

また、最終処分場については、今後も引き続き適正に管理します。さらに、安全性、経済性、周辺環境との調和や周辺住民の要望等を総合的に勘案し、跡地利用方法を検討していきます。

(3) 環境配慮と適切な情報公開

最終処分場は、万一の漏水に備えて自己修復シートを設置するなど、安全性をより追求した施設であり、環境対策には万全を期しています。安全性を確認するため、今後も継続して地下水等のモニタリングを実施し、測定結果については、適切に情報公開を行います。

(4) 新たな最終処分方法の検討

令和 13 年度（2031 年度）の新たなごみ処理体制での最終処分方法について、組合、龍ヶ崎市、河内町との調整を図りながら、適正かつ安全に処分できる方法を検討します。

第6節 関連施策

1. 不法投棄対策の推進

不法投棄は、良好な地域環境を阻害するばかりではなく、廃棄物の適正な処理に対する信頼を損なうことにつながることから、厳しく対応する必要があります。

本町による不法投棄防止巡回パトロールの実施、不法投棄監視員制度による監視、通報活動を引き続き継続するとともに、町民・事業者・警察・本町・近隣自治体・県等と連携した監視、緊密な情報交換によって、不法投棄の未然防止に取り組めます。

2. 危機管理体制の強化

災害時など、組合内でのごみ処理が一時的に停止せざるを得ない場合や、緊急的にごみ量が急増した場合に備えて、近隣自治体と協定を結んでいます。緊急時に適切に対応できるよう危機管理体制を強化します。

3. 適正処理困難物の対応

組合では処理できない危険物や感染性廃棄物、有害廃棄物等について、事業者による引き取りシステムの形成に向け、業界団体、国・県等へ働きかけを行います。

4. 町民組織の活用

町民意識の向上および経費削減に向けて、行政と町民協働型による施策の展開を検討します。具体的には、町民ボランティアを組織化し、ボランティアによるイベントの開催等を検討します。

5. 災害廃棄物処理計画の点検・見直し

発災時に備えるとともに、令和3年（2021年）8月に策定した「利根町災害廃棄物処理計画」を適宜点検し、必要に応じて見直しを行うことで、発災時の実効性向上を図っていきます。

第7節 計画の推進

1. 町民・事業者・行政の連携

ごみ処理に関する計画や施策を効果的かつ円滑に推進し、循環型社会の実現を目指すためには、町民・事業者・行政（本町および組合）が共通認識を持って、相互の理解と協力のもと役割分担を図ることが求められます。

町民・事業者・行政（本町および組合）それぞれの責務や役割分担のあり方を考え、環境にやさしいまちづくりを促進するためには、相互に連携して取り組む体制づくりを推進していく必要があります。

表 6-2 町民・事業者・行政の基本となる役割と責務

町民の役割と責務	事業者の役割と責務	行政の役割と責務
・従来のライフスタイルを見直して、4Rを意識し環境に配慮した生活を実践します。 ・ごみの分別ルールを守り、排出マナーの向上に努めます。 ・生ごみの堆肥化や不用品交換会等ごみの減量、リサイクル活動に積極的に参加します。 ・行政が推進する施策に協力します。 ・行政や事業者が発信するごみや再生利用に関する情報を積極的に入手し、活用します。 ・マイバッグを持参して、レジ袋や過剰包装を断るようにするとともに、マイ箸、マイボトル、マイカップを利用します。 ・余った食材や残った材料は他の料理に活用するなどして、食品ロスの削減を心がけます。 ・プラスチックごみ削減を目指し、可能な限り使い捨てプラスチック製品を購入しないライフスタイルを実践します。	・自らの責任でごみを適正に処理し、事業者の自己処理責任の原則を徹底します。 ・減量化計画書や環境報告書等を策定し、ごみの減量や環境に対する意識を高めます。 ・各種リサイクル法に従い、循環資源の再生利用等の促進を図ります。 ・排出したごみの適正な処理費用を負担します。 ・資源化できる製品の開発や環境負荷の少ない製品を製造し、ごみの発生、排出抑制を実施します。 ・再生プラスチックやバイオマスプラスチックを利用したエコマーク商品等の販売促進に努めます。 ・従業員に対するごみ減量・環境教育研修等を実施します。 ・小盛りや少人数メニューばら売り、量り売りや売れ残り削減等を推奨する取組を推進します。	・ごみの減量化・資源化に向けた各種施策を実施します。 ・各種施策を円滑に推進するため、町民・事業者との連携を強化します。 ・事業者による減量・資源化活動の取組が実施されるよう、事業者に働きかけを行います。 ・日々排出されるごみを安定的に処理できる体制を確保し、適切な処理を実施します。 ・国や県、近隣自治体と連携し、循環型社会の実現に向けたごみ処理システムの整備、不法投棄対策など、各種施策を推進します。 ・脱炭素社会、資源循環型社会に対応した施設整備を検討します。 ・生ごみの水切りの実施を啓発し、もえるごみの減量化に向けた取組を推進します。 ・家庭における食品ロス削減に向けて、食材の使い切り、食べ残しの削減などの意識啓発を図ります。 ・事業所等における食品ロス削減やプラスチックごみ削減に向けて、事業者に向けて啓発物等を作成し意識啓発を行います。

2. 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、各種施策が適切に実施されているか進行管理を行うとともに、事業効果を的確に評価できる体制づくりを進めます。

(1) 進行管理体制の確立

利根町廃棄物減量等推進審議会を中心に、計画の進捗や施策の実施状況を確認する管理体制を確立し、達成度の把握、評価を行います。

(2) 進行状況の評価

計画の進行状況进行评估するため、基本計画に基づく具体的な施策の実施状況や具体的数値目標の達成状況などを評価し、課題をまとめます。

(3) 進行状況の公表

整理された現状と課題については、町民・事業者に公表します。